

第百回 国会 大 蔵 委 員 会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和五十八年九月八日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君 理事 大原 一三君

理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君

理事 伊藤 茂君 理事 野口 幸一君

理事 鳥居 一雄君 理事 米沢 隆君

理事 麻生 太郎君 理事 今枝 敬雄君

理事 柏谷 茂君 理事 木村武千代君

理事 熊川 次男君 理事 小泉純一郎君

理事 笹山 登生君 理事 椎名 素夫君

理事 塩川正十郎君 理事 白川 勝彦君

理事 平泉 渉君 理事 平沼 越夫君

理事 藤井 勝志君 理事 森 喜朗君

理事 森田 一君 理事 柳沢 伯夫君

理事 山崎武三郎君 理事 与謝野 馨君

理事 阿部 助哉君 理事 上田 卓三君

理事 塚田 庄平君 理事 戸田 菊雄君

理事 広瀬 秀吉君 理事 堀 昌雄君

理事 武藤 山治君 理事 柴田 弘君

理事 正木 良明君 理事 玉置 一弥君

理事 正森 成二君 理事 簗輪 幸代君

理事 小杉 隆君

昭和五十八年九月二十七日(火曜日)
午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君 理事 大原 一三君

理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君

理事 伊藤 茂君 理事 野口 幸一君

理事 鳥居 一雄君 理事 米沢 隆君

理事 麻生 太郎君 理事 今枝 敬雄君

出席政府委員

大蔵大臣 竹下 登君

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵省主計局次 保田 博君

長 大蔵省理財局長 西垣 昭君

運輸省鉄道監督 棚橋 泰君

局固有鉄道部長 堀 昌雄君

委員外の出席者

厚生省年金局長 山口 剛彦君

金課長 厚生省年金局資 熊代 昭彦君

金課長 日本国有鉄道常 三坂 健康君

務理事 日本国有鉄道共 岩崎 雄一君

済事務局長 大蔵委員会調査 矢島錦一郎君

室長

委員の異動

九月十九日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

佐藤 銀樹君

正木 良明君 矢野 絢也君

同日 補欠選任

同日 佐藤 銀樹君 堀 昌雄君

同日 辞任

同日 矢野 絢也君 正木 良明君

同日 辞任

同日 与謝野 馨君 山中 貞則君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

十八回国会閣法第五号)

○森委員長 これより会議を開きます。

まず、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計に関する事項

税制に関する事項

関税に関する事項

金融に関する事項

証券取引に関する事項

外国為替に関する事項

国有財産に関する事項

専売事業に関する事項

印刷事業に関する事項

造幣事業に関する事項

の各事項につきまして、今会期中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○森委員長 次に、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

理財委員会

金融及び証券に関する小委員会

財政制度に関する小委員会

金融機関の週休二日制に関する小委員会

を設置することとし、各小委員及び小委員長は委

員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、委員異動に伴う小委員及び小委員長の補欠選任並びに小委員及び小委員長の辞任の許可、それに伴う補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○森委員 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

お諮りいたします。

本案の提案理由説明につきましては、第九十八回国会において聴取いたしておりますので、この際、省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○森委員 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。正森成二君。

○正森委員 共済組合制度の統合法案に対して質疑をさせていただきます。

これまで同僚委員から、国共審における混乱の原因及び答申までの審議経過とかさまざまな問題について、私も拝聴させていただきましたが、非常に真剣な論議が行われました。私は、審議経過等については、時間の関係もございまして、いろいろお聞きしたいことがございまして、重複を避けて省略したいと思っております。これから数点について伺いますが、それについてもすでに一、二の議員がお聞きになった点があるのは非常に遺憾な点ですが、多少質問の観点も違いますので、重複の点はお許し願いたいと思っております。

まず第一に伺いたいと思っておりますが、今度の法案は国鉄の共済が事実上、言葉は悪いですが、何でもパンクをする、それを、将来展望は別として、似通ったところが統合することによって救済するというところからそもそもの出てきたというように言われておりますが、そういうように国鉄の共済が非常に早くパンクしたという原因がどこにあったと思われるか、念のためにもう一度重ねて伺いたいと思っております。

○三坂説明員 国鉄共済の財政が悪化した原因は、他の年金共済制度に共通な問題と国鉄に独自なものとの二点に分かれるかと思っております。

第一の、他の年金制度に共通な問題といたしましては、やはり毎年のインフレーションによりまして年金の不足財源が増大していくということでございます。

次に、国鉄固有の問題といたしましては、国鉄の成熟度が異常に高度化したこと、今年度にはほぼ一〇〇％に達すると思われるわけでありまして、この成熟度が非常に高度化したこと、原因は、一つには、国鉄の輸送量が年々激減をしまし、これに対応して職員数の合理化、減少を来しておるわけですが、さらに国鉄財政の健全化のために、六十一年に向けてその再建計画で要員を縮減する計画を立てておることが

一つでございます。第二点は、戦争中、戦後に非常にたくさん人間を採用いたしましたので、その方たちがちょうど退職時期を迎えております。平均的だと、四十万の国鉄の規模では毎年一万一千人くらいの退職人員が理想とされておるのでありますが、現在は毎年二万人を超える大量の退職者が発生しております。これがすべて新規の年金受給者となるわけでありまして、それらの点によりまして国鉄の年金財政が急速に悪化をいたしておるわけでございます。

○正森委員 いま国鉄の方から答弁があったわけですが、その点は国鉄自身も非常によく知つているところで、特に戦争中からの遺産の引き継ぎという点については、おたくの国鉄共済事務局管理課長に長野さんという人がいますか、もうやめましたか。

○三坂説明員 長野は新幹線総局の方に転動をいたしております。

○正森委員 その方が「季刊人事行政」の一九八三年一月号に指摘しておられるのですが、こういう言葉で言っておられます。

現在国鉄は、戦前から戦中にかけて大量に採用した職員の退職時期をむかえている。

当時、国鉄は応召・外地派遣の補充と戦時輸送力の増強のため大量の新規採用を行ない、戦後しばらくの間も、復員者・外地引揚者の吸収を行なった。このため職員構成上大きな歪みが発生したが、これらの職員が五十三年から十年間の間に年平均二万人のペースで退職していき、このことが成熟度を急速に高めていく大きな要因となっている。

他方、組合員（職員）は年々減少を続けていく。新法が施行された昭和三十一年の時点で四十九万人が現在四十万人を割り、六十一年には三十二万人に落ちようという計画を推進中である。

云々、こういうふうに言われているのですね。そうすると、これは両方とも共済組合自身の問題ではなしに、戦時中の問題はまさにあの太平洋戦争の国策遂行のためである。戦後の問題、特に

現在の三十二万人に落とそうというのは、国鉄の合理化あるいはモータリゼーションの影響をもうに受けたことが原因であって、共済組合自身の自助努力が足りないという問題ではないのですね。ですから、こういう問題についてはやはり政府が考えていかなければならない問題であるというように思うのですね。

さらに今度は、共済組合ではなしに国鉄本体についても伺いますが、国鉄本体につきましても、この共済組合をどうするか、あるいは給付金をどうやって賄うかという点については非常に困難な問題が多々あると思うのですね。本来国の責任であるべきものが国鉄の給付負担になっておるといふ問題について、御意見があらうかと思っておりますが、国鉄から御遠慮なく意見を述べてください。

○三坂説明員 先生御指摘のとおり、その年金負担金は国鉄の財政にとりまして大変大きな問題でございます。昭和五十七年度の決算におきまして、追加費用三千六百九十二億円、事業主負担金九百九十七億円、これは国庫負担相当分も含んでおりますが、それらを合わせまして四千六百八十九億円の多額に達しております。これは再建途上の国鉄にとりまして大変な重荷であることは事実でございます。また、今回の統合法案によりまして、新たに公的負担の給付時負担切りかえ、あるいは追加費用の当年度払い等を実施することによりまして、六十年度から六十四年度までの五年間に一年平均で約千五百億円程度の費用が増加することになります。

国鉄といたしましては、従来からも巨額な年金負担を何とかしていただきたということ、これを政府にお願いをいたしておたわけでありまして、国鉄再建監理委員会が本年度六月発足をいたしました。この場におきまして国鉄経営上の非常に大きな問題でありますこれらの年金負担の財政をどうするかということが、今後御審議いただけるものと考えております。

○正森委員 竹下大蔵大臣、御苦勞までございます。いかに職務とはいえ、昼の休息もなしにお

いになりまして。ただ、お体は大事にしていた
だかなければなりませんので、最小限の自然現象
の場合にはどうか御退席いただきまして、私の
方は結構でございますから、あらかじめ申し上げ
ておきます。

いま御答弁があったのですけれども、国鉄の年
金関係の負担は昭和五十九年には約六千億円に
達するということに言われているのです。
そこで大蔵省に伺っておきたいと思うのです
が、これも長野さんの論文から引用させていただ
きますが、追加費用についてこう言っているの
です。

追加費用は昭和三十一年以前の恩給及び旧法
時代の給付に対する負担金である。鉄道院や鉄
道省の時代に、他の官庁と同様に国家が職員に
対して約束した恩給等の給付の義務を国鉄が継
承したものと云える。よく云われる満鉄引揚げ
や、戦時中の応召による外地鉄道期間や軍人期
間等もこの中に含まれている。これらの給付は
国鉄共済の負担にはなっていないが、国鉄財政
にとって大きな負担となっている訳である。

戦後一時は六十万人にも達した職員数も、間
もなくその半分になろうとしている。この小
さな国鉄が、過去の満鉄等をも含めた鉄道
省時代の大きな義務を継承することは極めて困
難なことである。

さらに国鉄を民営にすると云うのであれば、
それを引き受ける経営者は当然これらの負担を
除外してくれと主張するに違いない。臨調でも
この問題が大きくとり上げられた訳であるが、
これらの追加費用負担の全額もしくは一部妥
当な負担金額を超えるものは当然国庫が負担し
て然るべきものであらう。

こう言っております。
これは私は、決して国鉄が身びいきを言ってい
るのではないに、きわめて筋の通った議論である
というように思うのです。大蔵省は、余りにも、
国鉄が国有鉄道であるということで、国が本来責
任を持つべきことについて国鉄に甘え過ぎている

のではないですか。

○保田政府委員 国鉄の共済組合の財政悪化とい
うことの原因につきましては、いろいろあります
けれども、国鉄に特有の原因があります。これに
つきましては正森委員御指摘のとおりだと思います。
しかしながら、そのウエートがどこにより大
きいかという点には必ずしも、われわれ
としましては、基本的には給付と負担という関係
が長期的にはやはり安定したものではない、負担
に比べて給付が過大であるということでありま
す。それから、年金保険の基礎を一つの企業に求
めているということ、その企業を取り巻く環境の
変化が企業の経営に対して非常に大きな影響を与
えているということ、それが結果として、親ガ
メが転げればといったようなことにもなっているの
ではないかと思うわけでありま。

したがいます。その特別な負担が多少あるか
もしれませんが、やはり基本的には、年金
の基礎を個別の企業体を中心としたものに置くこ
となく、いろいろな保険がまとまりまして、国民
経済全体の総合保険の考え方でやっていくべきで
はないか。安易に国の負担に行きますと、結果と
してこれはまた国民の税金ということで、国民の
負担を非常に重くさせるわけでもございまして、
われわれとしては社会保険制度を拡大することに
よって救済を行うべきである、こういうふうに考
えております。

○正森委員 いまの保田次長の答弁には二つ問題
点があると思うのです。
一つは、給付が過大であったと言われますが、
三公社については大きな差異はない。それなのに
国鉄だけがこういうぐあいに危機的な状況になっ
たのは、いま私が指摘した二点ほどの、国鉄
に特有の国策によるゆがみがあったわけで、それ
は単なる個別企業責任ではないということを示
しておかなければならないと思うのです。

それからまた、保険財政がいろいろ苦しくなっ
たときに、被保険者集団を大きくすることに
よって切り抜けていくというのは、保険学といいま

か、保険の一番基礎であって、たとえば炭鉱の坑
内夫がかつて三十万を超えていたのがいま三万
そこそこである、だけれども、だれも年金をもら
うことについて心配をしていないのは、厚生年金全
体という大きな被保険者集団の中で守られている
からで、それは保険理論から言うて当然なんです
ね。しかし一般論として、そうであるからとい
って追加費用というような、一般の厚生年金なん
かにもないような特殊なもの、当然国家が補てんす
べきものを一つの企業に負わせていくということ
を正当化することはできないのではないかと、
念を禁じ得ないですね。特にその点は、国庫負担
分を国鉄に負わせているということにおいて非常
にあらわれていると思うのです。国庫負担分とい
うのを国有鉄道なるがゆえに負わせていくとい
うことは、いかなる意味から言うても均衡を欠い
ておるのではないですか、その年金というものが社
会保障制度であって労働管理ではないとすれば、
そういうことが言えるんではありませんか。

○保田政府委員 公企体の共済組合の場合に、公
共企業体は公経済の主体といった立場から費用を
負担しているわけですが、この点につき
ましては、公共企業体が、その沿革及び企業の態
様、さらには事業収入の性格といったようなこと
を考へまして、所属する職員に対する関係で公経
済の主体としての責任を負うということは、また
やむを得ないことではないか、こういうふうに考
えます。

○正森委員 今井一男さんという人がおられます
が、その方はどういう役職をしておられる方です
か。

○保田政府委員 国家公務員共済組合の審議会の
会長をしておられます。

○正森委員 正確に申しますと、国家公務員共済
組合審議会の会長ですね。同時に、社団法人の共
済組合連盟の会長でもあります。この今井一男
さんがいろいろところで論文を書いておられま
すが、その中で、大蔵省のいわゆる公経済論とい
うのを、こういう責任あるポストにいる方が痛烈

に批判しているということは御存じですか。
念のためにその論文を読み上げます。これは共
済新報の五十七年八月号「共済年金基本問題研究
会を終えて」という論文であります。その中で
こう言っておられるのです。「国庫負担について
若干述べる。」と言われまして、三行ほど省略
しますが、「大蔵省の公経済論に理由の乏しいこ
とは、いまさらのように痛感された。」よく聞い
ておきなさいよ、保田さん。

戦前には、特別会計や公企体を公経済としてこ
れに負担させても、それなりに根拠があった。
だがいまはちがう。労働管理ではなく、社会保
障だからである。社会保障となると再分配が重
点となるから、どうしても税から賄わなけれ
ば、理屈は通らない。新日鉄や日立、日銀から
各種公団までが、その年金の二割をわれわれの
納める税金で支弁しておきながら、鉄道、煙草、
電話の利用者だけに、この特別な負担がかかる
とは、どうあっても不公平であって承服しかね
る。財政再建の時代であっても、この筋は改む
べきである。

こう言っております。
つまり、その論点は、なぜ新日鉄や日立や日
銀や各種公団というものが年金の二割を税金
で出してもらっているのに、鉄道やたばこや電話
の利用者、つまり、年金が結局のところは三公社
の負担だということは、鉄道に乗る場合の切符
代、たばこを吸う場合のたばこ代、電話をかける
ときの電話代にかかってくるんだ、これは著しく
不公平ではないか、こういうことを要請にある今
井さんが言っておられるのです。これは審議に
審議を重ねて議論をした上での結論をこの論文に
書いておられるのです。

私はこの論文を読んで、それはまことに当然で
あると思うのです。追加費用といふ国庫負担と
いふ、当然国庫が、財政再建という厳しい中にあ
つても、筋を通した持たなければいかぬと今井さ
んでさえ言っておられるようなことを、国有たか
らといってどんどん持たせていく。だから、かわ

いそうにと言うといけません、国鉄は赤字に赤字でさんざんたたかれていますのに、昭和五十八年度で約五千億円、五十九年度は六千億円という、本来負担しなくてもいいものを負担しているという事になってるんですね。そして、かてて加えて戦争中のあの輸送力増強のしりぬぐい、現在の政府のモータリゼーションと、赤字だからという合理化政策によって、被保険者集団が三十二万人にも減少してしまふ。将来、成熟度は一六六%にもなるでしょう。そういう状態では、国鉄がやっつけていけないのはあたりまえだ。それを財政再建だからといってまるまる国鉄におかふせている大蔵省というのは、「おしん」じゃないけれども、あのしゅうとめよりひどいじゃないか。国鉄おしん論を言うのもどうかと思いますが、そういう感じですね。しゅうとめの竹下大蔵大臣、いかがですか。

○竹下内務大臣　確かに、先ほど御指摘がありましたように、ちょうど私の年齢が満鉄にありま
たり、いろいろありました。それが輸送力増強の
国家的目標、そして終戦後、雇用の場として一番
大きな役割を果たしたのは国鉄と、もう一つは
私の所管の税務署であります。だから、税務署も
五十歳以上がやたらと多くて、四十歳代が少なく
て、三十歳代がまだ多いというようないびつな年
齡構成になっております。したがって、そういう
経過については、ちょうど私がその年齢対象でござ
いますので、世間におればはぼちぼち定年という
ところでございますが、国会議員は比較的平均年
齡が高いので、まだ定年になっていないわけでござ
います。

そういうことを考えてみますと、いろいろな意見のあるところでありますが、いま今井さんの論文にございましたけれども、今井さんが会長として、それで労使それぞれ懇談会を数回持つて御議論をいただきました。時には感情の対立——感情の対立というか、言葉の上でそういう場面もございましたけれども、結局は皆さん方がある種の連帯という精神の上に立つてこの御結論を出しい

ただいた。私は、今日の時点においてはこれが言つてみれば年金統合のまさに第一歩であると同時に、国鉄共済の救済という意味において、いまとり得る最善の施策ではなからうかと考えております。国鉄がおしんさんであつて、大蔵省がいびきりをしておるといふふうには考えません。相当なおしんさんでございまして、少々いびきたぐらいいで世の中が済むといふふうな状態ではなからうと考へます。

○正森委員　いま大蔵大臣から御答弁もございしたので、時間の関係で次の論点に移らせていただきます。と思います。

けれども、今度の統合というのは、単に国鉄共済の危機を救うという意味だけではなしに、いろいろ段階があるのですが、昭和七十年までに共済関係者を大同団結して、そしてやっていこうというのが出ているのです。しかしながら、その場合の将来展望、年金の財源がどういうぐあいになり、給付がどういうぐあいになりというようなことが、残念ながら現段階では明らかになっていないのです。

そこは非常な不安がありまして、たとえば今度統合される電電などは、今度の統合がなければずっと先まで電電の共済が持つ。ところが、今度で国鉄の分までかぶり、いろいろな負担がふえるので、そうするとパンクの時期が非常に早まる。一体いつまでいまのような自分の負担を持っていかなければならないのか。しかも電電については、私どもは賛成はいたしません、民営というような声も上がっている。民営ということになれば厚生の方に移るのは当然なのに、わざわざ今度国家公務員などと一緒になるというような展望はいかがであらうか。そういうものが示されないので電電としては納得できないのだということを、電電の課長が相当激烈な言葉を使って論文で書いておりますね。持ってきましたが、もう読みません。そういう点については、政府としてはいかがお考えですか。

○保田政府委員　政府といたしましてはことしの五月に閣議で決定をいたしましたわけですが、昭和七十年を目途といたしまして、公的年金制度の一元化を完了するということにしておるわけでありま

その前段階といたしまして五十八年度、今年度におきましては國家公務員と公共企業體職員の共済組合制度の統合を行う、そして同時に國鉄の共済組合に対する財政上の対策を図る、あわせて地方公務員の共済制度の財政單位の一元化を図るということをとりあえずやつていく。その上に立ちまして、昭和五十九年度から六十一年度にかけまして國民年金、それから厚生年金關係の整理を図る。さらにその上に立ちまして、共済年金につきましても同様の趣旨で、これら國民年金、厚生年金との關係整理を図る。そういうことでございまして、一応政府としては、將來の展望を描く第一段階として共済年金制度に手をつけようとしておる、こういうことでございます。

しませんが、いま保田次長がお答えになったのと別の意味で将来展望を考慮しておられるのですね。その中で私がいま手元に持っておりますのは、「二十一世紀の年金を考える」というのが年金局から出ております。その中のものを読んでみますと、(2)の「給付と保険料負担」ア、給付水準の現状」というところには、わが国の厚生年金は「欧米諸国と比べ遜色のない水準に達しています。」という表現がございますが、これは何を根拠にしてこういうことを言っておられるのですか。

○山口説明員 先生御指摘ありましたように、厚生省ではいま、制度の長期的な安定を図るための制度改革に取り組んでおりますけれども、その場合の一つの大きなポイントとして、給付水準をどうするか、また負担をどうするかという問題が非常に大きな問題だと考えております。

したがいまして、いまの年金制度の水準というものをどういふふうに考えていったらいいかとい

うことで、その一つの指標としまして、国際的に見た場合どうであらうかということと比べてみましたのが、いま先生御指摘のあったものでございます。諸外国と制度もいろいろ違いますので、なかなか年金水準を単純に比べるということは困難なわけですけれども、一応サラリーマンのごく典型的な年金の水準というものを、現役の方との比較において、現に支給されておるものでございますが、これを比べてみたらどんなことになるだらうかということでお示しをしておりますのが、いまのものでございます。

それは御覽をいたしますと、年金制度が成熟を
しているという先進諸国の水準を見ましても、現
役のサラリーマンの大体四割ちよつとのところ、
四十数％の水準が平均的な年金の水準だといふこ
とが出てまいります。わが国の厚生年金の場合、
五十七年の三月現在でございますが、ごく平均的
にサラリーマン生活を送つてこられた方の年金の
水準が月額約十一万円でございます、当時の現
役のサラリーマンの方の賃金、ボーナスも含めた
ものでございますけれども、四四・二％という数
字になります。こういうことでございますので、
一応現在支給されている典型的なサラリーマンの
年金の水準としては、国際的に見ましてもほばい
い線を行っているというふうに判断をしていいの
ではないかというのが私どもの認識でございま
す。

た。つけ加えておきますと、現実には、典型的なサラリーマン生活を送られた方の年金の水準というのは月額十一万円程度になっておりますけれども、そのほかの国民年金等の水準が、現実には二万数千円という非常に低い水準にございます。また厚生年金におきましても、特例で年金等を受給しておられる方も現実にはたくさんおられまして、そういう方の年金の水準がそこまで達していない、まだそういう方が大きいおられるということは、私どもも十分認識をしているところでございます。

正森委員　いまの答弁者は比較的——比較的に

すが、正直な答弁をされておりますね。いままでの政府の答弁者の中では、最後の一言をつけ加えられたということは評価したいと思うのです。

答弁者がそういうぐあいにならなければ、こちらから省いているわけなんです。

わが国の場合は、各種の公的年金制度の受給権者が約千六百万人ございまして、老齢年金の受給権者が約千二百万人もございまして、そのうちには無拠出の老齢福祉年金受給者が約三百万人、拠出制の国民年金受給者が約五百六十万人で、合計八百六十万人というのには約二万五千円程度にすぎないことは、非常によく知られたことなんです。ですから、八二年度の公的年金の年金給付費総額というのは十兆七千億円前後だと思っておりますが、これを年金受給者千六百万人の一人当たりの平均月額で見ますと五万五千円なんです。ですから、厚生省は比較のときに相当高い数字を出しまして、全受給者平均十萬八千円という数字を出してそれでやっているとすれば、実際はここは五万五千円ということではなかなかならなくて、そうするとパーセンテージも上り下りしてくるということではやはり指摘しなければならぬと思うのです。だから、あなた方が言っておられる、欧米諸国に比して遜色のない水準であるというのには、サラリーマンだけを取り上げてやっておられるわけで、年金受給者全体から見るとまだ欧米の水準に達していないというのは非常にたつきりしているのです。

さらに申し上げますと、外国の年金額。厚生省の言っているのは、国民の実際に手に入れている年金額の実際を示さずに、低く見せかけている点がある。たとえば、注にもあるようですが、スウェー

デンの付加年金。法律によってすべての雇用労働者に加入を義務づけられているという制度は、フランス、イギリス、西ドイツでも広がっているわけですが、そういう点が加味されていないという点がある。

さらに、その円換算された各国の年金額が、実質購買力を示していないという問題もあります。労働省や日経連が、各国の実質購買力比較のために、生計費指数をもとにした実質購買力指数というのを出しておりますが、これによりまして、わが国の千円の生計費は、アメリカでは七百円、西ドイツでは七百七十円、イギリスでは五百五十円というように推計されているのです。これは労働省や日経連が言うておられることとあります。

そういうぐあいに考えてみますと、欧米諸国に比して遜色がない水準に達したと言っておりますけれども、これは年金受給者をカバーしていないという点で、あるいは実質購買力という点から見ても、国民が自分の実際の体感から見てなかなか納得し得る議論ではないということが言えるので、安易に、欧米諸国に比して遜色のない水準に達しているのだから、これを老齢化社会に向ける若干削ったりなんかしてもいいのではないかと、そういうように考えるのはいかなるものであろうかというように指摘したいと思っております。もちろん、年金給付水準については年金負担料の問題もありますから、それをお考えないで公正ではないということは最後に申し上げておきますが、そういう点があるということをおっしゃりたいと思うのです。

そこで、次の論点に移りたいと思っております。

社会保険審議会の厚生年金保険部会というのがこの七月十五日に、「厚生年金保険制度改正に関する意見」、これは長たらしいので、以下社保審の意見と申しますが、こういうものを出して、厚生大臣に提出いたしました。これは、基本的な考え方と三つの課題、そのほかに、具体的改正事項として約十八項目を掲げております。私の見る

した、いま私が申しました「二十一世紀の年金を考へる」という文書の中で、末尾に「参考案」として書いてありますが、A、B二案があります。そのB案の考え方にきわめて近いものであるというように思いますが、いかがですか。

○山口副委員長 先ほど申し上げましたように、私もいま年金改革の準備を進めておるところでございますが、その一環として、先ほど先生御指摘のありました「二十一世紀の年金を考へる」というパンフレットで、現状と問題点をできるだけ多くの方に認識をしていただきたいということでお示しをいたしました。

いまお触れになりましたそのときの参考案、これは必ずしも厚生省案ということでもございませぬ。そこにも書いてございませぬけれども、いままでのいろいろな年金改革をめぐって御提言がございましたものを現段階で一応整理して、一つの具体像を描いてみて、アンケート調査をいたしましたので、それのお答えをいただく場合の参考にしていただければということをお示しをいたしましたのでございませぬ。したがって、その水準、負担等も一つの仮定を置いた数字でございませぬので、厚生省の考え方ということではございませぬ。

で、そういうものも参考にしていただきまして、この御指摘のありました社保審の厚年部会の意見ですけれども、労・使・公益の三者構成の審議会、厚生年金関係を中心に次期制度改正に向けて厚生省が改革案をつくることに、こういう基本方針で改革案の準備をせよということでも御意見をいただいたものでございませぬ。したがって、私どもは、いま話をしました参考案、それももちろん参考にはしていただいたと思っておりますけれども、それとは全く離れて御議論をいただいた結果を御意見としていただいたというふうな受けとめております。

○正森委員 離れて御議論はあったのですが、B案に非常に似ていることは事実でしょう。

○山口副委員長 A、Bという参考案で数字を示しておりますけれども、その前提といたしまして、

年金制度をどう再編成するかという問題がございませぬ。この問題につきましては、意見書では必ずしも具体的にこういう構想でということには言っておりません。ただ、そういう問題を考へる場合の基本的な方向としまして、公的年金制度を再編成しなければならぬ、そのときに共通の給付を導入をするという考え方をとったかどうかという御指摘がございませぬ。また、給付の水準あるいは給付単位の考え方につきましても、参考案でお示しをいたしました、考え方の上ではかなり共通の部分も確かにございませぬ。それから水準の問題につきましても、一応現役の方の給与の六割程度を基準にして将来の年金の水準を考へていくのが適当ではないかという御指摘もいただいておりますので、確かに参考案でお示しをした思想と近いものが出てくるという見方もあろうかと思っておりますけれども、一応別のものというふうな御判断をいただきたいと思っております。

○正森委員 まあ厚生省がそうおっしゃるなら、B案とはほとんどそっくりというふうに見えておるのですけれども、そういうぐあいに承っております。

そこで次に伺いたいのですが、この社保審の意見では現行水準の給付を続ければ保険料負担は三倍以上になる、こういうふうな言っているのです。しかし、その内容については余り触れていない。そこで私どもがいろいろ考えますのに、どうやらその社保審の意見の下敷きになったのは、八〇年の年金再計算をもとにして厚生省の年金局が推計したものでないか、こういうぐあいに思うのです。この私の前提を否定されれば、いやいや厚生省の年金局と社保審の意見とは全然別物でございませぬと云われれば議論が前進しませんので、厚生省の年金局の推計というもののから聞いていきたいと思っております。

この年金局の推計というのは、前提は、大体が給付費増は八〇年価格によって、受給者増を加入期間の伸びに合わせ、被保険者増は人口推計をもとにしたものでしょう。ところが、この一番問題

は、その推計に基づく年金給付費が、国民総生産あるいは国民所得の変動と全く切り離されて計算されているということにあるのじゃないですか。前提が、私の拝見した限りでは、国民総生産も国民所得も現在の水準にきちんと固定して、一人当たりの国民所得の割合もいまのままであるということと二十年先、三十年先を計算している。そういうことになれば、結果が非常に偏つたものになるというのには非常にびっくりしているんじゃないですか。国民総生産の伸びや国民所得の伸びを全く考えていないでしょう。

○山口説明員 確かに厚年部会の意見書等の参考の資料にされたものは、私も昭和五十五年、前回の再計算期に再計算をいたしまして、将来の推計をして幾つかの試算を公表いたしておりました。それをベースにお考えをいただいて御意見をいただいたということだろうと思います。

ただ、この再計算の数字でございますけれども、先生御指摘がありましたように、いわゆる静態で計算をするということもいたしておりましたけれども、一つの試算として、いわゆる賃金上昇率あるいは物価の上昇率等も、一定の仮定を置いた場合にはどうなるかという計算もいたしておりました。その仮定自体がいかにどうかという御議論はあろうかと思ひますけれども、一応そういう動態の計算もあわせて参考にしていただいて御意見をいただいたというふうに考えております。

○正森委員 そうおっしゃいますけれども、「週刊社会保障」の五十七年五月十日号というのがありますが、「わが国年金制度の概要—厚生省年金局—」というのを出版しております。これの六十四ページには、表十二に「年金給付費の見通し（昭和五十五年度価格）」なんというのが載っておりますけれども、この考え方というの、GNPも国民所得の伸びも考えないで、現在の静態のもので、いま私が言いましたような、給付費増は八〇年価格により、受給者増を加入期間の伸びに合わせ、被保険者増は人口推計をもとにしたものということをやっているんでしょ。だから、

そういう前提を置けば、あなた方の数字はまさに正しいですよ。それは認めます。ですけれども、そのこと自体、大体がGNPの伸びもとまっているわ、国民所得の伸びも考えないわというふうな、あり得ないことを前提にした、そういう静態の上での数字じゃないのですか。そういう数字をもとに、保険料の負担が三倍以上になるとかなんとか言つてみても、これは説得力を持たないんじゃないですか。いまいろいろ考えているようですが、これは仮定の問題ですから、仮定が間違つておれば、それは結論は間違えますよ。しかし、私が読んだ限りでは、GNPも国民所得も一定とした静態のもとにおける二十年、三十年先を考えているわけですから、これが現実からはるかに離れているということとは、もう論をまたないと思うんです。

そこで私も、非常に大ざっぱでございます。GNPとそれから国民所得—政府は「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というのを出版になりましたが、数字を隠しているということとで、予算委員会が私が大分言いましたが、きょうはそのことは申しません。出ている数字で、GNPは六ないし七%程度となつておりますから、その中の六・五%というものをとる。それから消費者物価は三%程度上昇するということですから、年金の物価スライドを三%で行つていくという前提を置く、その他は考えないということと考へてみますと、私の知人の専門家が計算をやつたのですけれども、これは前提の置き方で違つてきますが、そういう前提で考えますと、二〇〇〇年、いまから約二十年先にはGNPは八百二十八兆六千億円になる、そして物価スライドをした年金給付費は約四十一兆一千億円になるということとで、対GNP比は五%前後であるということになるわけですね。一九八〇年はどうかと言へば、GNPは、これは実績で二百三十五兆八千億円、そして年金給付費の総額は合計で七兆八千億円で、比率にすると約三・三%ということになります。三・三%と五%を比べると約一・五倍ぐ

らいであつて、賃金の上昇が年金給付額にはね返つてきますから、そこら辺の細かい計算で、これは一・五倍よりも若干ふえると思ひますけれども、大体二倍以内におさまるのではないかと推計も出てくるわけです。動態から考えますと、だから、あなた方が、将来保険料が高くなる高くなる、これは必然であると言ひの、やはり二十年、三十年先—老齢化が一番ピークに達するのは二〇二〇年とか二〇三〇年前後と言われているのですから、これからまだ四十年あるのです。ね。そんなものを静態でやられたのでは、それこそ科学は日進月歩、生産性も日進月歩ということになるのに、実体を反映しない。いたずらに国民に対して、われわれが一生懸命働いても、将来はもう灰色一色であるというようなことで、勇気と展望を与えないということになるのじゃないか。それはいま政権をとつている自由民主党にとつても、必ずしも有利にならないのじゃないか。私の方からこういうことを言う必要はないのかもしれませんけれども、資料などを読んでみると、そう思わざるを得ないのです。

答弁 ちよつとあれのようですから……。されますか。

○山口説明員 五十五年の再計算の結果、静態計算だけではないかという御指摘でございますけれども、後ほどまた詳しく御説明をさせていただきます。たいと思ひますが、一つの数字だけ申し上げますと、仮に標準報酬の上昇率、簡単に言えば賃金あるいは国民所得の上昇率でございまして、これを七%と仮定をする。当時の平均的な水準をそんなところに見ると、七%で仮定を置きますと、物価上昇率も五%ということで、あと利回りがかなり大きく効いてきますが、これも一応六%ということとで仮定をいたしまして動態計算をいたしますと、簡単に申し上げますと、高齢化のピークを迎える昭和九十五年とか百年ぐらひになりますと、いまの制度をそのままにしておくと、その当時の計算で、料率にしますと厚生年金のいまの男子の保険

料率が一〇・六%ですが、これが三四・九%になるという数字がございます。私もこれはこれをまた新人口推計等に基づいて再計算をしているわけですが、その後も高齢化は続いておりますので、いまの見通しとしましては、三五%近くになるという前回の推計がもう少し高くなるのではないかと、私どもの計算では一応そういう前提において計算をしております。で、また後ほど御説明に上がりたいと思ひます。

○正森委員 いま一応の答弁があつたのですが、私がさきに申し上げました数字は、明らかにGNPの伸びや国民所得の伸び、一人当たり国民所得の額を考えない静態での試算であつたということとは間違ひない。それ以外に動態のものも計算しているということですが、その数字も、いまの停滞経済から見たら全然離れた数字で、インプットする材料が違えば結論も違つてまいりますので、そういう点は与野党とも、あるいは政府も民間団体も謙虚に研究をし直してみることが必要だと思ひます。

さらに次の問題に移らせていただきますが、老齢化が進むので、年金問題について、いまにして抜本的な解決をしなければならぬといふのが、大方が言われていることなんです。確かに老齢化が非常に進行するということではございませうけれども、この点について、一方的に老齢化老齢化と言ふことが正しいのであろうかという問題点があるのではないでしようか。

たとえば、老齢化と言ひますが、一番問題になるのは、従属人口といわれている未成熟の子供、それから六十五歳以上のお年寄り、これは生産から一応外れているわけですから、この比率と、生産人口である二十歳から六十四歳までの動きがどういうぐあひになるかによつて、国民所得、GNPという社会的に生み出される生産の量が決まつてくるわけです。そういう点から言ひますと、年齢構造係数などの推移と将来推計を見ますと、たとへば一九八〇年をとりますと、六十五歳以上は九・一%なんです。それから、仮に二〇

〇〇年をとりますと、六十五歳以上は一五・六％にふえます。それから、二〇一〇年になりますとこれは一八・八％にふえます。確かに老齢化は著しいわけですが、それならば二十歳から六十四歳の生産人口はどうかという、一九八〇年は六〇・三％なんですね。それから二〇〇〇年は六一・三％で、逆に一％ふえるのです。二〇一〇年に至っても五七・七％で、少なくとも二〇〇〇年をとりますと生産人口は減少しないということになるのです。

それでは、どこが変動するのかわかると、先ほど言いました零歳から十九歳まで、これが減少するのです。どういふぐあいに減少するかという、一九八〇年には十九歳までの方が三〇・六％もあるのです。それが二〇〇〇年には二三・二％に減ります。つまり、七％以上、七・五％近く減るわけですね。

このことを考えますと、老齢化老齢化と非常に厳しく言われますけれども、確かに老齢人口がふえるのは統計上非常にきつりしているのです。九・一が一五・六％、将来は二〇％を若干超えるわけですから。しかし同様に、零歳から十九歳までのこの教育が発達しておりますから、零歳から十九歳をとりますと、一九八〇年の三〇％台から二三・二％ぐらいに低下する。この変動は非常に著しく、たとえば一九五〇年、戦争が終わって五年後のことを見ますと、零歳から十九歳が何と四五・七％もあるのです。このときは二十歳から六十四歳の生産人口は四九・三％しかない。そして、六十五歳以上の老人はわずかに四・九％であった。つまり、このときは戦争中の影響がありました。戦後爆発的にベビーブームなどが起こって子供が圧倒的に多いのです。それがだんだん子供が減って、現在は三〇％台で、将来老齢化が進むころには二三・四％になるということです。

このことは、経済学的には何を意味しているかと言え、社会的に生産された生産物が子供の養育費や教育費に大量に向けられるということが

徐々になくなつて、その比率が成熟度に従つて老齢化した人の、たとえば老後を扶養する方に回るといふ移動が行われるということなんですね。ですから、このことを抜きにして、老齢化人口が一方的に幾らにふえるということだけを言つて、そのことによつて将来二〇〇〇年になれば、二〇一〇年になれば大変なことになるといふことのみを宣伝することは、ある意味ではあきまじく大広告であつて、科学的に生産人口と従属人口を眺めていくという観点から見れば、これは反省すべきことではなからうかというように思わざるを得ないのです。私のこの人口動態というのは、ごまかしも何もできない数字なんです、私が引用した数字は非常に正確なんです。いかがですか。

〇山口説明員 先生に御指摘をいただきました数字はそのとおりだと思います。

ただ、先生が前提に置いておられますのが、二十から六十四歳までの数字をとられたと思うのですが、私どもの一つの認識としては、いまの年金の制度上の支給開始年齢が六十歳ということでございます。それから、世の中もまだ六十歳定年を目指しているいろいろな雇用対策等も講じられていくということでございますので、もう一つの見方としては、こういう年金制度なり雇用施策の面では二十から六十までの層の方が、制度的にはいまの世の中を支えているんだという見方も一つできようかと思ひます。そういう年金制度等もそのまゝにしておいて、雇用対策もそういう状態のままで二十一世紀を迎えるということになります。この数字がかなり違つてまいります。確かに、高年齢化が進む一方で子供の数が減るという状況がございますけれども、二十から五十九歳までという階層をとりますと、二十一世紀になると国民の半数を割るというような、社会を支える階層の比重が急激に減少してくるという状況がございます。したがらしまして、私ども年金の立場からいいますと、制度的に将来年金の給付開始年齢はいかにあるべきかということに關連をしていくわけでございますけれども、やはり先生御指摘の

ように、二十から六十四歳くらいの方までが社会を支える層に回るといふ世の中を想定して、年金制度というものを考えていってほしいんじゃないかという認識を一つ持つております。

それから、高年齢化が進んだ場合に、若い人たちの比重の問題が一つございますけれども、年金というサイドから見ますと、寿命が延びるということも、もし支給開始年齢をそのままにしておきますと、年金をもらわれる期間がそれだけ長くなるということもございますので、そういう意味でもこの高年齢化の二十一世紀の推移というものはかなり注意深く見守りながら、年金制度についてもそれに対応した対策を講じていくことがどうしても必要じゃないかという認識を持っております。

先生御指摘の点は十分意識しておりますけれども、そういう見方もあるということだけ申し上げさせていただきます。

〇正藤委員 いまの課長の御指摘は、その限りでは正しいと思ひます。私もあなたの議論はそうだと思います。しかし同時に、私が申し上げたことも、数字その他正確であるということはおっしゃいました。

大臣に申し上げますが、日本は欧米と違ひまして、特に年金というものを考えますと、これからまだまだ成熟していくということ、欧米のように完全に成熟していかないんですね。そして老齢化人口は、六十歳以上にすか六十五歳にするか議論はあるにしても、統計上もますますふえていくことは非常にきつりしているんで、こういう事態に対して、われわれ国政に關与する者が、長年御苦労なされたお年寄りが老後不安を抱かなくていいような年金体系をどういふぐあいに考えていくかということ、知恵を寄る寄る出して考えていかなければならぬことで、その問題は、いま現に法案として出ております、当面国鉄の共済の危機をどういふぐあいに救うかということにとどまらず、非常に重要なことであるというように考えて問題提起をしているわけですね。

そういう点から言いますと、この間、九月十五日に「老人の日」がございました。そこで、約十名のお年寄りの方が代表してなかなかつばなスピーチをなさったんですね。そのスピーチを私はほとんど全部拝聴しておりましたが、その中で何人かの老人は、やっぱり老齢になつても働ける間は働ける職場が欲しい、そのことによつて自分自身の生きがい、誇り、そして収入というやうなものが両立するというやうな意見表明がございました。満場におられたお年寄りが一斉に拍手をしておられるというやうな状況がありました。

私も、それだからといって、年金支給開始年齢をどんどんと高年齢にしろということを決して主張するわけではございませんけれども、元気で働ける老人が、六十歳になつたからやめなければならぬという人ではなしに、やっぱり老人にふさわしい職場を延長して、少なくとも六十三歳、六十四歳、場合によつたら六十五歳までというやうに考えていくことは、そしてそういう場合に年金の支給をどう現役の給与と關連させていくかということは非常に大事なことであると思ひます。

同時に、結局この年金の問題は、現役世代と老齢化世代との、ある意味での世代間の利害をどう調整するかという問題ですから、元気で第一線で働いている若者の可処分所得より年金が高くなるとかいうことになれば、これは労働意欲の点からいっても問題がありますので、そういう点は十分調整していかなければならぬと思ひますけれども、そのやり方は、やっぱりお年寄りの、一生懸命働いてこられた方々の老後を、生活できるようにいろいろ配慮していくという方向でなければならぬというように思ひます。

次の論点に移りますが、時間がだんだんなくなつてまいりましたので……保険料が非常に高くなる高くなるというのを言われるんですね。いま課長が言われた数字も、いま数字を探しましたら出てきました。三四・何％、一定の仮定を置いてです。というのが出てきました。そのことから逆算して保険料が非常に高くなければならぬという議論なんです、これについても私は前提が

あると思うのです。たとえば厚生年金の場合には、いま従業員と企業が半々で持っているんですね。こういうところは世界でも余りないんじゃないかというところをやっぱり指摘せざるを得ないんです。ごく大ざっぱな議論でございますが、多くの先進諸国の年金保険料の労使負担割合は、フランスは三対七・五、もちろん使用者が七・五です。イタリアは六・九対一三・七五、イギリスは五・七五対八・七五というように、事業主負担が非常に高目に設定されているんですね。こういうように変えまると、従業員の保険料をそう急速に上げないでも賄える場合があると思います。

別の面からいいますと、さうでございまして、これはILOの「ザ・コスト・オブ・ソシアル・セキユリティー」という統計でございまして、それを見ますと、「各国の社会保険費用負担区分」というのがあります。これで見ますと、たとえば西ドイツの場合には、全体を一〇〇としたとしますと、被保険者が二九・二で事業主が四二・九、フランスは被保険者が一八・八で事業主は七〇・二、イタリアは被保険者が一四・四で事業主は六二・八というようになっているんですね。これは一九六七年から一九七一年をILOでまとめたものです。

わが国はどうかといいますと、厚生省企画室の「社会保険給付費」一九七七年七月ですが、被保険者が二五・三で事業主が二九・九という統計が出ています。これは公費負担も全部含めて、これを一〇〇としたものの比率です。こういう数字が出ております。

あるいは別の統計もございまして、「主要国の労働費用の構成」というのがあります。この中で、私がいまから引用しますのは、一九七五年の「レーバー・コスト・イン・インダストリー」というECの統計局の統計ですね。わが国の場合には、労働省の「労働者福祉施設制度等調査」というものですが、それを見ますと、使用者が払っている法定福利費、この比率ですが、日本の場合は、労働費用全体を一〇〇といたしますと、賃金

部分が異常に高いんですね、八六とか八四とか。そして法定福利費というのは非常に低くて、一九八一年をとりましても一〇〇のうち七・四なんです。ところが、西ドイツは法定福利費が一〇〇のうち一七、あるいはフランスの場合は二一・一というようにECの統計局ではなっています。このことは、非常に使用者が——私は資本家という言葉はあえて避けましても、使用者が結局労使折半ということと、諸外国の文明国に比べて非常に負担の程度が少なく済んでおる。そのことが結局労働者の保険料を非常に高くしておるということになると思うんですね。しかも、そういうように使用者は恩恵を得ている上に、従業員等が納めた厚生年金、これは現在では四十兆を超える積み立てがあるのですが、それを主として大蔵省を通じて、自分自身のいろんな利益になる事業のために、財投資金等々として使っておるというふうなこともなります。これはわが国の年金を考へる上でも非常な反省を要することではないかというように思わざるを得ないのです。

そこで、えらい申し失礼ですが、厚生年金の積立金でも四十兆あるのですが、この利回りを考へる場合に、これはいずれば賦課方式になりますから、積立方式は消えていくと思ひますが、その利回りをどういうぐあいにするかというのは非常に大事な問題である。五・五％にこだわっているというふうなことは必ずしもする必要はないのではないかと。民間よりは低くなければならぬけれども、五・五％というように非常に低くして、それでしか運用できないということになれば、いまでこそインフレ率が少ないけれども、インフレ率の高いときには非常に目減りしたということとは非常に怖いところがあるんですね。そういう問題についていかにお考えになりますか、お伺いいたします。

○山口説明員 年金の積立金の問題につきまして、先生御指摘がありましたけれども、先ほどございまして厚生年金部会の意見書におきまして、年金の積立金というのは強制徴収によって集められた労使の保険料の集積であり、その運用収入は年金の支払いに充てられる重要な財源であるので、拠出者の意向を反映させつつ、極力有利運用を図る必要があるという、かねてからの御意見を繰り返し強く述べておられ、さらに自主運用を基本とする方式を採用することによってこの有利運用を図れたいという御指摘をいただいております。私も、これから年金の制度改革に取り組みわけでございますけれども、いずれにいたしましても、これからの方に年金制度を支えていただくために御負担をいただかなければならぬわけですから、それをできる限り軽減をしていくという努力も大変重要なことだと考えております。

いま資金運用部に一括預託をするというたてまえがとられておりますけれども、ぜひこれを現状以上に有利に運用をするための工夫をするというのは、今回の制度改革の一つの大きな課題というふうにとり受けとめて検討しております。

○正森委員 これで終わらせていただきますが、大蔵大臣、資金運用部への預託金利が非常に低率なんです。そのことから、拠出者である労働者は不利益になっております。積立金が一定規模となつた七〇年以降の毎年の金利を一定だけ高く運用するというところで計算してみますと、その累積は二兆二千億円に達するんですね。これだけでも大変なこととあります。

こういう点についての御配慮についてお願いいたします。一言お答え願えれば結構ですが、私の質問を終わらせていただきます。

○竹下国務大臣 いわゆる年金積立金、これは国の責任において強制力をもって徴収したものである、それは当然のこととして拠出した国民の利益に合致するよう運用されなければならぬ。と同時に、それが有利運用であらねばならぬというところは、まさに私も鉄則だと思っております。そこで、運用問題、自主運用云々の問題については言及することを差し控えますが、従来とも統合運用の中においてこそ初めて国民全体の政策遂行の上に優位性がつきやすいというメリットもそ

れはあらうかと思っております。しかしながら、現実それに対応しておられる皆さん方が、素朴な感情で言えば、徴収に当たった者がまたその運用にも参画したいという希望も、これは現実存在しておるということもよく承知いたしております。したがって、いま私はここで運用の一元化というものを否定する考えはございません。一元化運用の中でも、それが有利安全であるという意味においては、私も、金利の問題も含めて十分念頭に置いていかなければならぬ課題である。その点は正森さんと大きく意見が離れておると思ひません。

○正森委員 終わります。

○森委員 小杉隆君。

○小杉委員 すでに各党からそれぞれ質問がございましたので、ほぼ論点は出尽くしているような感じがいたします。また、大蔵大臣も行事特別委員会とかけ持ちで大変だと思ひますから、なるべく簡潔に質問をしたいと思ひます。

まず、今度の共済の統合の問題ですが、私は、これからの全体のプログラムをやはり示すべきだと思ひます。今度の統合は、将来の年金制度全般の統合の第一段階だということですが、これはなかなか言葉だけでは、果たしてこれが第一段階なのかどうかということが納得できないわけがございます。

そこで、今度の「公的年金制度改革の進め方について」という、ことし四月一日の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の決定では、今回は国家公務員と公企業の職員の統合を行う。それから、五十九年から六一年にかけて国民年金、厚生年金その他の関係整理を図るということになっていきますが、これは何か昨年九月に閣議決定された行革大綱からちょっと後退しているように思ひます。昨年九月の行革大綱では、五十八年度じゅうに将来の一元化を展望しつつ成案を得るということになっておりましたけれども、なぜこういうふうに変つてきたのか、まず伺いたいです。

○山口説明員 年金課長でございしますが、内閣審

議員も兼務をいたしておりますので、その立場でお答えをさせていただきます。

昨年のいわゆる行革大綱におきましては、先生御指摘のように、将来の年金制度の改革につきましては、「一元化を展望しつつ、給付と負担の関係等制度全般の在り方について見直しを行い、昭和五十八年度末までに改革の具体的内容、手順等について成案を得るものとする」ということで、これからどういう具体的なスケジュールで、また具体的な構想のもとにこの一元化を展望しながら制度改革をしていくかという、その構想を政府として五十八年度末までに明らかにするという方針を決めているわけでございます。その基本方針に沿いまして、関係省集まって議論をしておるわけでございますけれども、その改革の具体的内容、手順等についての成案を得るためにも、一応おおよその目安といいますか、段取りというふうなものを決めておいた方が今後の検討のためにもいい、成案を得るためにもいいという判断をいたしまして、四月一日に、いま先生御指摘のありました「公的年金制度改革の進め方について」という文書を関係省で取り決め、閣議にも御報告をさしていただいたような経緯でございます。したがって、行革大綱を実施するための一つの検討作業の一環として出てまいった文書というふうな受けとめていただければと思います。

○小杉委員 なぜおくれたのかということですね。その点をもうちょっと簡潔に答えていただきたいと思う。

○山口説明員 私どもは、いま申し上げましたように、行革大綱の五十八年度末までに成案を得るという方針に従いまして作業をしておりますので、おくれたという意識は全くございません。成案を五十八年度末、五十九年三月に得ることを目指して、いまも作業中でございます。

○小杉委員 五十九年から六十一年にかけて関係整理を図るというふうになっていきますね。そうすると、これで見ると何か五十八年度じゅうには成案ができないのじゃないかという懸念を持つわけ

ですが、それは五十八年度じゅうにちゃんと出るので、それは五十八年度末までに成案を得るというふうな懸念はございません。

○山口説明員 「公的年金制度改革の進め方について」ということでお示しをしておりますように、今後の制度改革の手順、おおよその目安として、三段階に分けて大方向を決定いたしましたわけでございます。現に、五十八年度分につきましては先国会、今国会を通じて具体的な措置を講じつつあるわけでございますが、五十九年から六十一年にかけての具体的な構想をどうするかという点につきましても、この方針に従いまして、私どもが中心になりましていま検討作業を進めておるところでございます。それが煮詰まっておりますと、より具体的な改革の内容、手順等につきまして、より明らかなって行くのではないかと考えております。そのめどとしまして、お約束もしておりますので、五十八年度末までは、政府として将来どうするんだという方向も、この文書以上に具体的なものが決定できるのではないかと考えまして、いまいろいろ作業をしているところでございます。

○小杉委員 ちょっとよくわからないのですけれども、それじゃ五十八年度末までは具体的にどういうことを成案として決めるのか、それから五十九年度から六十一年度までは何を決めるのか、その辺、もう少し整理してお答えいただきたい。

○山口説明員 五十八年度末の段階を考えると、五十八年度に次の措置を講ずるといふ第一段階については、順調に行けば結論が出ているというふうなところかと思っております。

そういたしますと、五十九年度以降公的年金制度を一体どういう方向に持っていくのかということと、厚生省は現在国民年金、厚生年金を中心とした大きな制度改革を検討中でございますので、現段階でまだその構想をお話しできるような段階ではございませんけれども、五十八年度末までには国会にも提出をしたいということでは作業をしておりますので、五十九年における厚生年金、

国民年金等の改正の具体的な内容が明らかになるはずでございます。その改革の内容を受けまして、共済年金につきましてもその趣旨に沿った関係整理をするという方針でいろいろ検討しておりますので、そういうものについてもある程度の方角が示されることになろうかと思っております。

○山口説明員 六十一年度には何ができるかという点もいま以上にはつきりしてまいりたいと思っておりますので、その先、一応七十年を目途に一元化をするということをめどとして検討しておりますけれども、その辺も含めて最終的なスケジュールについての成案を得たいというのが大体的な感じでございます。

○小杉委員 もう五十八年度後半に入っているわけですが、五十八年度中に成案を得るといふ内容は、大体どんなことが想定されるのか。

〔委員長退席、中西啓委員長代理着席〕

○山口説明員 ただいま申し上げましたように、今後の年金制度改革がどんな方向を向いていくのかという点につきましては「公的年金制度改革の進め方について」でも明らかにしておりますように、五十九年における国民年金、厚生年金を中心とした改革がどんなものになるかというものが、非常に大きなウェイトを占めるかと考えております。この点につきましましては、現在検討中でございますので内容を申し上げられませんが、先ほどお話しにございましたように、厚生年金の関係の審議会から次の制度改革に向けての基本的な考え方というものをいただきました。それをベースにして私どももいま検討を進めておりますので、その御指摘をいただいた課題というのを簡単に申し上げますと、一つはいまの三種八制度に分かれている年金制度を、将来はばらばらのままではなくて、各制度に共通する給付を導入するという考え方のもとに、公的年金全体として整合性のとれた制度にしなさいという御指摘をいただいております。ただ、現行制度からの円滑な移行ということには十分配慮をしろ、そのほか社会保険方式を維持しろというふうな御指摘もいただいております。

が、その公的年金制度を、各制度に共通する給付を導入するといった考え方のもとに、どうやって再編成をしていくかという問題が一つの大きな問題であろうと思っております。

それからもう一つは、年金の給付単位の問題。世帯単位、個人単位、各制度によってまちまちでございます。また、そのために婦人の年金の問題等につきましてもいろいろ問題が指摘されております。そういう問題についても、公的年金制度全体を通じた整理が必要だという御指摘もいただいております。これは二つ目の大きな課題だと思っております。

それからもう一つは、先ほど来御議論がござい

ますように、いまの年金給付の水準を、負担とのバランスの関係で、将来このままにしておいてもいいんだらうかという点については、いまのままでは現役の人たちの負担とのバランスというふうな観点から見ても相当問題があるという御指摘をいただいておりますので、この給付水準を将来に向けてどういうふうに通正化をしていくかというものがもう一つの大きな課題ではなからうかと思っております。

そういう問題につきましまして、できるだけ早い時期に私どもの構想というものを示しをしまして、できればその線に沿ってほかの年金制度についても関係の整理が図られていくということになりますれば、将来構想もより具体的になってくるんではないかというふうな考えまして、いまその厚生年金、国民年金を中心とした制度改革の準備に取り組んでいるところでございます。

○小杉委員 将来統合していく場合にいろいろな格差があるわけですが、いま課長が挙げられたいろいろな面と、さらに保険料率とか、支給開始年齢とか、厚生年金における男女格差とか、いろいろな側面があると思うのです。

それで、いま共済年金については五十五歳の開始年齢を六十歳までに段階的に引き上げていくということですが、これはいつまでにやろうとしているわけですか。

○保田政府委員 現在のところ、昭和七十五年を目途としております。

○小杉委員 つまり、厚生年金の開始年齢である六十歳に合わせようとするのに、昭和五十六年から二十年かからなければ六十歳にならない。これだけ時間がかかるわけですね。そうしますと、先ほどの統合の目標というのは、昭和七十年を目途としているのに、この支給開始年齢の点一つとっても七十五年までかかるということになると、非常に矛盾するんじゃないか。この辺はどういうふうに説明されるのですか。

○保田政府委員 いずれにしても、先ほど山口課長から御説明いたしましたように、五十九年から六十一年にかけては厚生年金、国民年金等の関係整理が図られるわけでありまして、共済年金につきましても、御指摘のような年齢引き上げの問題がございまして、この点につきましても、五十九年から六十一年にかけての関係整理の段階で十分検討してまいりたい、かように考えております。

○小杉委員 そうすると、すでに始まっている共済年金の開始年齢の引き上げというのは、七十五年ではなくて、これを七十年の統合開始期までに早めよう、こういうふうに理解してよろしいですか。

○保田政府委員 現在まだその辺について決心をしていないわけではございません。いずれにいたしましても、先ほど申し上げました国民年金、厚生年金との関係整理の段階におきまして検討してまいりたいと思っております。

○小杉委員 国民年金は現在六十五歳で、これでもやはり格差があるわけですが、これは将来どういうふうな扱いという考えでしょうか。

(中西(唐)委員長代理退席、委員長着席)
○山口説明員 御指摘のように、国民年金は支給開始年齢が六十五歳でございます。厚生年金は六十歳でございますが、例外的に五十五歳というふうなものもございます。将来の年金制度のあり方としまして、一元化を目指して作業をしているわけ

でございますけれども、一元化というのが本当に各制度をすべて一つにしてしまおう、支給開始年齢につきましても、自営業者、農業者をやっておられる方あるいは普通の一般サラリーマンの方すべて全く一律の支給開始年齢にするというのが、果たして将来年金制度が目指すべきものかという点については、いろいろ御議論があるところだろうと思ひます。いまサラリーマンの支給開始年齢が六十で国民年金が六十五だということにつきましても、サラリーマンは首を切られればすぐ次の生活に因るということでございますけれども、自営業、農業の方というのは老後も生産手段等あるのが一般的でございますから、サラリーマンとはちよつと違ふのじゃないかということで、六十五歳になっていくわけでございますし、また厚生年金の支給開始年齢につきましても、雇用の情勢等を考えながら、いまの六十歳という問題につきましても将来の検討が必要じゃないかという御指摘も大勢を占めておりますので、この点につきましても現段階でまだ、昭和七十年に何歳支給を目指して各制度一本にするとかいう方針を明らかにするのは適当でないと思ひますし、また、そういう判断をすることについては慎重でなければならぬと思つております。

そういう意味で、一元化という言葉を使っておりますけれども、ほかの面も含めまして、私どもも、形式的にすべてびしつとそろえるということが必ずしも一元化ではないし、また年金制度の目指すべき方向ではない、それぞれ理由があれば、差があつても、それは一元化ということに必ずしも矛盾をしたものでないというふうに考えております。

○小杉委員 これはちよつと重要だと思うのですよ。余り簡単な問題じゃないと思うんですね。五歳引き上げるだけでも二十年もかかるといふことであつて、七十年を目途にしているのに、いまだにそういうところまで決まらないということでは、そういうむずかしい問題は全部先送りにして、とにかく国鉄さえ救済すればいいんだという

ことで、何か国鉄の救済だけに焦点——緊急性のあることは認めますけれども、それだけに目を奪われて、本当に長く時間のかかる、こういう開始年齢の問題一つとっても、もうちよつといまの段階で明確になつていなければ、そう簡単にできる問題ではありせんから、そういう検討はいつごろまでに済ませられるのか。その支給開始年齢の問題、具体的に例を一つだけ挙げましたけれども、そういう問題についてもどう考えるかというのは、五十八年度じゅうに成案を得る見込みがあるのかどうか。

○保田政府委員 先ほど山口課長から御答弁いたしましたように、五十八年度末までに決められましてもは年金制度改革の基本的な構想でございます。それらを踏まえまして国民年金、厚生年金あるいは共済年金との間の関係整理を図るための検討をいたしますのは、五十九年から六十一年にかけてまして、先ほどの、今年度末に決められます成案をもとにいたしまして検討をいたしたいというふうに考えております。

○小杉委員 議論になることは言わないつもりでありますが、やはり第一段階というならば、そのぐらいのことはもう少しはっきりさせておいた方がいいのじゃないかと思うのです。

それからもう一つ、国家公務員共済と公企体が一緒になつても約二百万人ですね。これを分母を大きくすることによつて財政をよくしていくというところならば、国家公務員とか公企体と比較的近い地方共済、これは三百二十五万九千人ですが、こういう非常に大ぜいの人がいるわけですね。今回地方共済の方は地方共済として中の整理をいろいろ図つたわけですが、私は、今回国家公務員と公企体が統合されたとした場合には、七十年に至るまでのプロセスの間に、一刻も早く地方共済との再編統合というのを考えるべきじゃないかと考えるのですが、その点については大体めどという目標年次というのか、そういうようなことはいまのところないものなのかどうか。

○保田政府委員 おっしゃるとおり、今回御提案

いたしました法案は、沿革的にも具体的内容におきましても非常に似通つたもの同士の統合でございます。非常に分立しております年金制度を一挙に統合するわけにはまいりませんので、似たもの同士順次その統合を進めてまいりたい。したがいまして、国家公務員共済組合及び公企体の共済組合が今回の法案で統合されました場合には、地方共済等々との統合問題が当然検討の課題になつてくると思つております。

○小杉委員 この点に関しては自民党の田中正巳さんですか、調査会が委員会か知りませんが、そこでは一応六十五年に国と地方の統合を図るというふうな試案が出されているようですが、これについてはどう御見解をお持ちですか。

○保田政府委員 自民党の公的年金制度問題調査会でございますが、そこでの御検討の結果は私たちが承知いたしておりますけれども、政府として現在いろいろな今後の統合問題についての検討の段階を決めておりますのは、先ほど来申し上げておることとどまつておりまして、国共済と地共済との統合の時期につきましてはまだ白紙でございます。ただいま言及の段階ではございません。

○小杉委員 それでは次の質問に移ります。今度の法案によりますと、これからの給付額が五年間で九千二百億円、その差額二千六百億円を埋めよう、こういう法案になつておりますが、この案によりますと、たとえば国鉄の負担分が千四百億円ということになつております。国鉄のいまの財政状況から見ると、果たしてその千四百億円というものが賄えるかどうか、これをひとつ国鉄の方、来ていますれば伺つておきたいと思ひます。

○棚橋(泰)政府委員 今回お願いをいたしております法案が成立をいたしますと、五十年間の単位で財政調整をお願いすることになるわけでございますが、その際に、その財政調整の中身がどうなるかというところは、もう少し先にお決めをいただくということでございますので、いま先生御指摘

の千四百億になるのかどのくらいになるのかは、正確なところはまだ出ていないわけですが、けれども、法案の説明上大蔵省の方で御試算になりましたところでは、御指摘のように一応千四百億の新たな負担になる、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、それではこの千四百億が払えるのかという御指摘でございますが、これはこの法律ができましたら、国鉄が法に基づきまして当然共済組合に支払わなければならない額でございますので、それにつきましては、国鉄は年間五兆に近い予算を組んでおるわけでございますが、その中でこれを支弁するように計上いたしまして国会に提出をする、そして御承認をいただいて支出をするということになると思っております。

○小杉委員 今度の計画をなぜ五年にしたのか、それをちょっと伺いたいです。

○保田政府委員 幾つかの理由がございますが、一般的に財政再計算の期間というのは従来五カ年でやっておりますというのが一つでございますが、そのほか、各共済組合からの拠出金の拠出を平準化したしまして、年度による急激な増加を避けるため、さらには国鉄共済年金の支払い能力を安定的に保障するといったような観点から、余り短い期間ではぐあいが悪いのではないかと、こういうふうに考えたわけでありまして。

○小杉委員 大蔵大臣の昼食の時間もなくなるといけませんから、私はもうこれで切り上げますが、これは今度の一元化の第一歩ということになっておりますけれども、先ほど言った支給開始年齢の問題とか、それから、いまは特殊法人に天下たりしても共済年金がもらえる。これは民間人にはできない点ですけれども、こういう点なんかも是正していく必要があると思うのです。

こういう点について大蔵大臣に最後にちよっと質問しますが、この国鉄の負担分について、大蔵大臣としても積極的に援助していくという意向があるのかどうか、ひとつお答えいただきたいと思

○保田政府委員 国鉄の共済年金に対して、今回の統合法案によりまして救済の手当てをとらせていただきたいと考えておるわけでございますが、具体的なその内容につきましては、この法案が成立いたしました後、国鉄の共済制度、長期給付についての運営問題を議論する委員会をつくらせていただくことになっておりまして、その委員会でさらに詳細は決めさせていただきます、こういうふうに考えております。

○竹下国務大臣 いま保田次長から具体的な問題をお答えしたとおりでございますが、いまの御議論にもいろいろございましたように、実際の二つの審議会を通して法案をつくり、国会に提出するまでの間、基本的な路線を決定した後で出すべきではないかと、その種の議論はたくさんございました。最終的には、非常に荒っぽい言い方をすれば、さきよりながらも時期のにも提出の時期が迫っております、さようしからば中間報告をもつて答申にかえてやろうという配慮が審議会等においてもなされたということも、いわば労働側のあつて答申にかえるという形のものになったのではないかと、いろいろなことをかれこれ勘案いたしますと、私は、いろいろ疑問点がございまして、それに対して誠心誠意われわれがお答えすることによって、この法律案が可及的速やかに本院を通過するように御協力をいただければ、幸いこれに過ぎるものはない、このように陳情をいたしまして、私のお答えをいたします。

○小杉委員 最後に一点だけ申し上げたいのですが、先ほど大蔵大臣は正務委員の質問に対して、今度の資金運用部資金の自主運用については非常に柔軟な答弁をされました。厚生省とか郵政省から自主運用を強く求められておりますけれども、大蔵大臣としては、先ほどの答弁のように大変柔軟な考え方で、統合して運用していくといういままでの方式を改める可能性を示唆されたと思うのですが、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○竹下国務大臣 これは基本的には郵政省、そしてまた厚生省等から要求が提出されました問題については、予算編成の際の十二月に答えを出すべくものでございしますので、あらかじめ私が、いわゆる絶対という物の考え方を示すことは非礼にも当たるといふようなことで、一般論を申し上げたわけでありまして。

今日の考え方はどうか、こう聞かれますならば、これは言うまでもなく、いわゆる統合一元化の運用というものが、国民のそれぞれのニーズにこたえて政策の優先順位を確定しつつ、これに資金配分を行っていくということが、これは臨調の答申等にもございしますが、私どもが今日まで堅持し続けてきたところでありまして、いわば既存の運用範囲の拡大等について、いま聞く耳を持たないという姿勢は非礼でありますからとるべきではないと思っております。今日までの統合一元化運用というものが諸般の角度からして至当な考えであるというふうには、今日認識をいたしておるところであります。

○小杉委員 何か大分答弁が変わっちゃったんですねけれども、先ほどは大変柔軟に処遇するような御意向だったのが、またいままでの方式を堅持する、こういうことですが、大蔵大臣はそれでは退席されて結構です。あと厚生省と郵政省に……。

○森委員 大蔵大臣、御退席ください。

○小杉委員 それでは厚生省に伺います。自主運用をさせてくれということ先ほど言われましたが、もし自主運用をしたらどういふふうに運用するのか、具体的にお考えがありますか。

○熊代説明員 先ほど年金課長から御説明いたしましたとおり、現在厚生省としての最終的な五十九年度予算に対する要求案はまだ白紙で提出いたしております。厚生部会等でも自主運用を基本とする方式を採用すべきであるという御意見をいただいておりますけれども、それも勘案いたしまして、年金制度の抜本的改正案を提出するときに、厚生省の自主運用に対する態度も同時に表明させていただきたい、このように考えておるわけでございます。

○小杉委員 まあ大蔵大臣はちよっと揺れている答弁をしたのですが、大蔵省の事務当局はどういう考え方にあられるわけですか。

○西垣政府委員 分離運用の問題でございますが、この点につきましては大臣からもはつきり申し上げたところでございしますが、郵便貯金、年金資金等、国の制度、信用を通じて集められる資金、これはいろいろございしますけれども、資金運用部資金として統合し、一元的に管理運用するというのが従来からの扱いでございます。このような統合運用の原則というのは、まず第一に政策的な重要性に依りましてバランスのとれた資金配分ができる、第二に財政金融政策との整合性の確保が可能である、第三に効率的機動的な資金運用を行うということで、最も合理的な運用の仕組みであると私どもは考えております。

大臣からちよっと触れられましたが、この問題につきましては、ことしの三月十四日に出された臨調の最終答申におきまして、「統合運用の現状は維持されるべきである」というふうになされております。この臨調答申につきましては、政府は新行革大綱、これは五月二十四日に決定されたものでございしますが、この大綱におきましても、最大限に尊重することを明らかにしているところでございます。

（委員長退席、中西（啓）委員長代理着席）年金資金について自主運用を認めるべきでないかという御指摘でございますが、いま申し上げましたような理由から、資金運用部資金による現行の一元的な管理運用の仕組みを堅持する必要があると私どもは考えておまして、五十九年度の財政投融資計画の編成も、これを堅持いたしまして編成したいというふうに考えております。

○小杉委員 しかし、郵政省とか厚生省から強く自主運用を迫ってきているわけですが、将来の年金財政を考えますと、やはりいままでの運用の仕方にも再検討の余地があるのではないかと。もし統合運用ということではいかにもやっております。

ならば、従来のやり方を改めて、もう少し有利運用の方法を考えるべきではないか。その有利運用の具体策がもしあるならば、示していただきたい。

○西垣政府委員 いま申し上げましたように、資金運用部資金といたしまして統合的に運用する、その運用に当たっては公共的な運用を行うということでございますが、他方では預託者の利益を考慮いたしまして、できるだけ有利運用するということが従来からも配意してきたところでございます。

臨調の答申におきましても、「資金の運用においては公共性の観点も重要である」という御指摘がありました上で、「これまで以上に有利な運用にも配意する」というふうな述べておられます。私もそのとおりでございます。このように臨調答申を踏まえまして、公共性とのバランスをとりながらできるだけ有利運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、預託者の利益のために資金運用部預託金利を引き上げますのは、資金の有利運用として資金運用部融通金利を引き上げざるを得ないわけでございます。現在は預託金利と融通金利が、大ざっぱに申しますと七・三％でございます。そして、資金運用部といたしましては利ざやを持つておりません。したがって、この融通金利を引き上げることになりますと、中小あるいは住宅、国民公庫等の貸出金利の引き上げを図るか、あるいは利子補給等財政負担の増大につながるか、こういう事情もございまして、私もそういったしましては慎重に検討せざるを得ないというふうに考えております。

○小杉委員 きょうは郵政省は見えていないのですか。——来ていない。

こういう大蔵省側の言い分に対して、厚生省側は、これから検討するんだということじゃなかなか通らないと思うのですけれども、厚生省として自主運用したいんだというもった強い根拠とか、そういうものをもう少し言うべきじゃないか

と思うのですけれどもね。

○熊代説明員 自主運用したいという根拠を言えという先生の御指摘でございますが、年金の立場からいいますと、確かに、現在財投金利が七・三％でございますから、それよりも客観的にもう少し高い利率が可能であれば、将来の給付のために非常に有利であるということでございます。財投の仕組みの中でそれが現在可能であるかどうかということは、いま理財局長からも問題点の指摘がありましたけれども、いろいろ問題もあらうと思ひます。

ただ、そのような問題点を踏まえながら、年金制度の積立金の本来の趣旨である有利運用、そういうことに資する解決というものを打ち出されるかどうか、あるいは自主運用に踏み切らなければそれができないのかどうか、その辺を十分検討して今後の厚生省の態度を打ち出したい、かように考えております。

○小杉委員 それでは、以上で質問を終わります。

○中西(啓)委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員等共済組合法

目次中「第三十七条―第三十九条」を「第三十条―第四十条」に、「第四十条―第五十条」を

「第四十一条―第五十条」に、「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に改める。

第一条第一項中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「公務の」を「当該国家公務員等の職務の」に改め、同条第二項中「国」を「国及び公共企業体」に改める。

第一条の二中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条又は第八十二条の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。))による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるものの以外のもを含むものとする。

ロ 公共企業体に常時勤務する者(日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第三十条第一項若しくは第三十一条第一項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の公共企業体に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、期間を定めて雇用される者及び公共企業体から給与を受けない者で政令で定めるものの以外のもを含むものとする。

第二条第一項第二号ロ中「前号」を「イ」に改め、同項に次の一号を加える。

七 公共企業体 次に掲げるものをいう。

イ 日本専売公社

ロ 日本国有鉄道

ハ 日本電信電話公社

第三条の見出しを「設立及び業務」に改め、同条第一項中「各省各庁ごと」を「各省各庁及び各公共企業ごと」に、「当該各号」を「同項各号」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条に次の二項を加える。

三 組合は、第五十一条各号に掲げる短期給付及び第七十二条第一項各号に掲げる長期給付を行うものとする。

四 組合は、前項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条各号に掲げる福祉事業(第五章を除き、以下「福祉事業」という。)を行うことができる。

第五条第一項中「第八号」を「第八号第一項」に改め、「(いう。)」の下に「又は各公共企業体の総裁」を加える。

第六条第一項第六号中「事項」の下に「(第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。)」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 福祉事業に関する事項

第八条中「(いう。)」の下に「並びに各公共企業体の総裁」を加え、「各省各庁の所属」を「各省各庁又は公共企業体の所属」に改め、同条に次の一項を加える。

二 各省各庁の長又は公共企業体の総裁(以下「組合の代表者」という。)は、組合員(組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。)のうちから、組合の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第九条第三項及び第四項、第十条第二項並び

第九

に第十一一条中「各省各庁の長」を「組合の代表者」に改める。

第十二条の見出し中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第一項中「組合の業務」を「当該組合の業務」に改め、同条第二項中「組合の利用」を「当該組合の利用」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公共企業体の総裁は、組合の運営に必要な範囲において、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣の承認を受けて、その所属の職員その他当該公共企業体を使用される者をして当該組合の業務に従事させ、又はその管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

一 日本専売公社 大蔵大臣

二 日本国有鉄道 運輸大臣

三 日本電信電話公社 郵政大臣

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第二項を削る。

第二十一条を次のように改める。

(設立及び業務)

第二十一条 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うため、すべての組合をもつて組織する国家公務員等共済組合連合会(以下「連合会」という。)を設ける。

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

一 長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。)の事業に関する業務のうち次に掲げるもの

イ 長期給付の決定及び支払

ロ 長期給付に要する費用の計算

ハ 責任準備金(第三十五条の二第一項に規定する責任準備金をいう。二において同じ。)の積立て

ニ 責任準備金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ その他大蔵省令で定める業務

二 福祉事業に関する業務

3 前二項の規定は、組合が自ら前項第二号に掲げる業務を行うことを妨げるものではない。

4 連合会は、第二項に定めるもののほか、国家公務員等共済組合審査会に関する事務を行うものとする。

第二十四条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 国家公務員等共済組合審査会に関する事項

第二十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 長期給付に係る俸給と掛金との割合に関する事項

第二十四条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二十七条第一項中「九人」を「十二人」に、「三人」を「四人」に改め、同条第二項中「連合会加入組合」を「組合」に改める。

第三十一条第一号中「除く。」の下に、「公共企業体の常勤役員若しくは常勤職員」を加える。

第三十二条第一項中「連合会加入組合」を「組合」に改める。

第三十五条第二項中「連合会加入組合を代表する組合員である」を「組合を代表する」に改め、同条第三項中「連合会加入組合に係る各省各庁の長」を「組合の代表者」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に意見を述べることができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(責任準備金の積立て及び運用)
第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という。)を積み立てなければならない。

2 連合会は、責任準備金の額のうち、厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

第三十六条中「及び第十一一条から第二十条まで」を、「第十一一条から第十七条まで、第十九条及び第二十條」に、「第十一一条中「各省各庁の長」を「第十一一条中「組合の代表者」に改め、「第十二条中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵大臣」とを削る。

第三十七条第一項中「各省各庁の下に」又は「公共企業体」を加え、「当該各号」を「同項各号」に改める。

第四章 給付
第一節 通則
第四十一条第一項中「長期給付で連合会加入組合に係るもの」を「長期給付」に、「以下の条、第四十七條」を「次項、第四十七條第一項」に改め、「第七十五條、第七十九條の二第五項、第八十條第四項、第八十一條第三項、第九十二條の二第二項」を削り、同条第二項中「公務により」を「公務(公共企業体の業務を含む。以下同じ。)により」に、「当つて」を「当たつて」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「組合」を「連合会」に改める。

第五十五条第一項第一号中「連合会加入組合にあつては、連合会を含む。」を「又は連合会」に改め、同項第二号中「基づく」を「基づく」に改める。

第七十五條及び第七十九條第一項中「組合」を「連合会」に改める。

「連合会」に改める。
第七十九條の二第五項及び第八十條第四項中「その退職に係る組合」とに「を削る。

第八十一條第三項中「組合」を「連合会」に、「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に、「よること」を「よるものであること」に改める。

第九十二條の二第二項中「組合」を「連合会」に改める。

第九十八條中各号列記以外の部分を次のように改める。

組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

第九十八條中「貸付」を「貸付け」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条に次の一号を加える。

七 前各号に掲げる事業に附帯する事業
第九十九條第二項及び第三項中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に、「同項各号列記以外の部分」を「同項」に、「国の」を「国又は公共企業体の」に改める。

第一百一条第四項中「連合会加入組合」を「組合」に、「払込」を「払込み」に改める。

第一百二條第一項中「又は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改め、同条第三項中「連合会加入組合」を「組合」に、「又は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改める。

第一百三條第一項中「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に改める。

第一百四條第一項中「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に、「組合」を「連合会加入組合」に改め、同条第三項中「国」を「国又は公共企業体」に、「各省各庁の長」を「連合会に置く審査会」に改め、大蔵大臣」を「大蔵大臣」に改める。

第一百五條第一項中「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第七百七条中「この条を」を「この章に改める。」

第八章 国家公務員等共済組合審議会を「第八章 国家公務員等共済組合審議会」に改める。

第百一一条の見出しを「(国家公務員等共済組合審議会)」に改め、同条第一項中「基く」を「基づく」に、「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に改め、同条第三項中「九人」を「十五人」に改め、同条第四項中「関係行政機関の職員」を「国又は公共企業体を代表する者」に改める。

第百十六條第一項及び第二項中「組合」を「組合及び連合会」に改め、同条第三項及び第四項中「組合」を「組合又は連合会」に改め、同条に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、各公共企業体に所属する職員をもつて組織する組合(以下「公共企業体の組合」という。)に關して第六條第二項若しくは第十五條の規定による認可又は第十六條第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

- 一 日本専売公社 大蔵大臣
- 二 日本国有鉄道 運輸大臣
- 三 日本電信電話公社 郵政大臣

第百十七條の次に次の一條を加える。
(権限の委任)

第百十七條の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。

第百二十條第二項中「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第百二十三條中「国は」を「国又は公共企業体は」に、「第五十八條」を「第五十八條第一項」に、「及び同法第六十條第一項」を「並びに同法第二十九條ノ三及び第六十條第一項」に、「金額を」を「金額をこれらの規定の例により」に改める。

第百二十四條の二の見出し中「公社等」を「公庫等」に改め、同条第一項中、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第二條第一項に規定する公共企業体(以下「公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という。)となるため、又は「を削り、

「国若しくは」を「国、公共企業体又は」に「若しくは事業」を「又は事業」に改め、「公社職員又は」を削り、「國の負担金」を「国又は公共企業体の負担金」に改め、「公社又は」を削り、「又は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改め、同条第二項第二号及び第三項中「公社職員又は」を削り、同条第四項中「公社職員又は」及び「公社又は」を削り、同条第五項を削り、第六項を第五項とする。

第百二十五條の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条中「組合から」を「かつ、組合から」に、「第九十九條第二項各号列記以外の部分を」を「第九十九條第二項に、」の「を」を「国又は公共企業体の」に改め、「第百二十三條中「国は、」とあるのは「組合は、」と、「同法第五十八條の規定による公庫の負担及び同法」とあるのは「同法」とを削る。

第百二十六條の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条第一項中「連合会から」を「かつ、連合会から」に改め、同条第二項中「職員と」を「職員と」に、「組合と」を「組合と」に改め、「並びに役員については第四章第三節その他の長期給付に關する規定」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的統替えは、政令で定める。

第百二十六條の二第二項中「組合員が」を「組合員(公共企業体の組合の組合員にあつては、政令で定める者を除く。次項及び第三項並びに次条第一項において同じ。が」に、「同じ。の」を「地方の組合の組合員」という。の」に改め、同条第二項中「(組合員であつた者を含む。次項

において同じ。を削り、「それぞれを」を「それぞれ」に改め、「及び第三十九條」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「組合員が」を「第四項の規定により第百二十四條の二の規定を適用する場合における必要な技術的統替えその他組合員又は組合員であつた者が」に、「について」を「に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 組合員又は組合員であつた者(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該地方の組合に移換しなければならぬ。

4 第百二十四條の二の規定は、第一項に規定する政令で定める者に該当する者が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方の職員(地方公務員等共済組合法第二條第一項第一号に規定する職員(同法第百四十二條第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。をいう。次項において同じ。となるため退職した場合について準用する。

5 前項において準用する第百二十四條の二の規定により同条第二項に規定する継続長期組合員となつた者は、地方の職員であり、かつ、継続長期組合員である間、地方公務員等共済組合法第三十九條第一項の規定にかかわらず、同法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員としない。

第百二十六條の三第二項中「地方の組合の組合員」を「地方の組合の組合員であつた組合員のうち前条第一項に規定する政令で定める者に該当するものが地方の組合の組合員であつた間にこの法律の規定による長期給付の支給を受けた場合におけるその者に支給する長期給付の額の調整その他地方の組合の組合員」に、「について」を「に」に改める。

第百二十六條の五第二項中「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第百二十六條の六中「一般職の職員」を「国家公務員法第二條に規定する一般職に属する職員」に、「国家公務員法第七條」を「同法第七條」に改める。

附則第三條の二を次のように改める。
(長期給付の事業等に関する公共企業体の組合の特例)

第三條の二 連合会は、当分の間、第二十一條第一項の規定にかかわらず、公共企業体の組合以外の組合(第六項において「連合会を組織する組合」という。)をもつて組織するものとする。この場合においては、同条第二項の規定により連合会が行ふこととされている業務のうち公共企業体の組合に係るものについては、当該公共企業体の組合が行ひ、連合会が行わないものとする。

2 前項の場合において、第六條第一項第六号中「第二十四條第一項第七号」とあるのは、公共企業体の組合(第百十六條第五項に規定する公共企業体の組合をいう。以下第九十二條の二までにおいて同じ。以外の組合(以下第百二條までにおいて「連合会を組織する組合」という。にあつては、第二十四條第一項第七号」と、第二十四條第一項第七号中「長期給付」とあるのは、連合会を組織する組合の長期給付」と、第二十七條第二項、第三十二條第一項及び第三十五條第二項中「組合」とあるのは、連合会を組織する組合」と、同条第三項中「組合の代表者」とあるのは「連合会を組織する組合の代表者」と、第三十五條の二第二項中「長期給付」とあるのは「連合会を組織する組合の長期給付」と、第四十一條第一項中「長期給付」とあるのは「長期給付で連合会を組織する組合に係るもの」と、同条第三項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、「郵政省」とあるのは、連合会にあつては郵政省又は公共企業体の組合に、公共企

業体の組合にあつては郵政省又は連合会若しくは他の公共企業体の組合に、それぞれ」と、第五十五条第一項第一号中「又は連合会」とあるのは「連合会を組織する組合にあつては、連合会を含む。」と、第七十五条及び第七十九条第一項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、第七十九条の二第五項及び第八十条第四項中「額」とあるのは「額」と、第八十一条第三項及び第九十二条の二第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、第一百一条第四項中「組合」とあるのは「連合会を組織する組合」と、第二百二条第三項中「組合」とあるのは「連合会を組織する組合」と、「国若しくは公共企業体」とあるのは「国」と、第二百二十六条の二第三項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」として、これらの規定を適用する。

3 第一項の場合において、公共企業体の組合は、政令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

4 公共企業体の組合は、責任準備金の額のうち、厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項各号に掲げるもので大蔵大臣が指定するものに運用しなければならない。

5 第六百十六條第五項の規定は、大蔵大臣が前項の規定による指定をする場合について準用する。

6 第一項の場合において、公共企業体の組合の組合員若しくは組合員であつた者（退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。以下この項において同じ。）が他の組合の組合員となつたとき、又は連合会を組織する組合の組合員若しくは組合

員であつた者が公共企業体の組合の組合員となつたときは、その者に係る責任準備金に相当する金額を、元の公共企業体の組合にあつては他の公共企業体の組合又は連合会に、連合会にあつては公共企業体の組合にそれぞれ移換しなければならない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により公共企業体の組合以外の組合をもつて連合会が組織されている間におけるこの法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三條の三 中「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）の公布の日から起り、組合員であつた者（運営審議会を「組合員であつた者若しくは国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）附則第三條第一項に規定する旧組合の組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者又は当該旧組合の運営審議会」に改める。

附則第十二條の二 中「第二條第一項第三号イ又はロ」を第二條第一項第三号に改める。
附則第十二條の七 第四項中「その退職に係る」を「連合会又は各公共企業体の」に改める。

附則第十三條の二 第三項中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。
附則第十三條の十の次に次の十一條を加える。

（公共企業体の組合の組合員に係る公務による障害給付等の特例）
第十三條の十一 公共企業体の組合の組合員（第二百二十四條の二第二項（第二百二十六條の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する継続長期組合員を除く。次項において同

じ。）である間に公務（組合の業務を含む。）又は通勤（国家公務員災害補償法第一條の二に規定する通勤をいう。）により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付に關する規定の適用については、当分の間、その者のその障害はないものとみなす。

2 公共企業体の組合の組合員である間に生じた公務傷病により死亡した者に係る遺族給付に關する規定の適用については、当分の間、その者は、公務傷病によらないで死亡したものとみなす。この場合において、第九十二条第二項中「国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る遺族補償年金又はこれに相當する補償」とあるのは、「国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金に相當する補償」とする。

3 前二項の場合においては、第九十九条第二項第三号（第二百二十五條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、公共企業体及び公共企業体の組合については、適用しない。
（定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に關する特例）
第十三條の十二 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三條の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項及び附則第十三條の十五第一項において「定年退職日」という。）まで引き続いて組合員であつたものが、国家公務員法第八十一条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三條の規定により当該定年退職日に退職した場合（国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十

七号附則第四條において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職した場合及び国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五條において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職年金（附則第十三條の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。）又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定（長期給付に關する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。この場合において、長期給付に關する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相當する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者（以下この項において「被保険者等」という。）となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職年金（附則第十三條の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。）又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定（長期給付に關する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の組合員若しくは被保

4 險者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならぬ。ただし、組合は、正当な理由があるものと認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 第一項又は第二項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとされる組合員以下「特例継続組合員」という。となつた者は、連合会が、政令で定める基準に従ひ、その者の長期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 退職年金（附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。）を受けることができる組合員期間を有することとなつたとき、又は第七十九条の二第二項各号の一に該当することとなつたとき。
三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）。

四 特例継続組合員以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなつてを希望する旨を組合に申し出たとき。
七 第一項、第二項及び前項第五号の申出の手續に關し必要な事項は、政令で定める。（特例継続組合員が死亡した場合における遺族年金等の特例）
第十三条の十三 特例継続組合員が公務傷病によらないで特例継続組合員である間に死亡した場合における第八十八条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の六までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これにその者の組合員期間（通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。）の月数を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額とする。

一 四十九万二千円
二 特例継続掛金の標準となつた俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、特例継続組合員が昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であつたときは、その者に係る前項の遺族年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

3 特例継続組合員が特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した場合における第八十一条第一項第二号の規定による障害年金又は第八十七条第一項の規定による障害一時金の支給の要件の特例に

つては、政令で定める。

第十三条の十四 特例継続組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ。）は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

2 特例継続組合員は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する国家公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

第十三条の十五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の規定により支給する退職年金（以下「特例退職年金」という。）の額は、第七十六条第二項及び第七十六条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに組合員期間（通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。）の月数を乗じて得た金額とする。

一 四十九万二千円
二 俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額
3 前項の場合において、その者が昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その者に

係る特例退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。（特例退職年金の額の改定）
第十三条の十六 第七十七条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をしたとき（当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときを除く。）は、前後の組合員期間を合算して特例退職年金の額を改定する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。

2 前項前段の場合において、その改定額が、改定前の特例退職年金の額と、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除して得た金額に前後の組合員期間を合算した期間の月数から改定前の特例退職年金の基礎となつた組合員期間の月数を控除した月数を乗じて得た金額との合計額より少ないときは、その合計額に相当する金額をもつて、改定額とする。

一 四十九万二千円
二 再退職に係る俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額
（特例退職年金と他の給付との調整）
第十三条の十七 既に特例退職年金の支給を受けている場合を除き、特例退職年金を受ける権利を有する者が第八十条第一項の規定による請求をしたときは、脱退一時金を支給するものとし、特例退職年金は、支給しない。

2 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。
3 特例退職年金を受ける権利を有する者については、昭和五十四年改正法附則第七条第二項の規定は、適用しない。

4 第七十七条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年

及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
第十四条の五 委員会は、昭和六十年度以後に
おける五箇年ごとの長期給付財政調整事業の
運営に關する計画（以下「財政調整五箇年計
画」という。）を定めるものとする。

2 次に掲げる事項は、委員会の議を経られ
ばならない。
一 長期給付財政調整事業に係る毎事業年度
の事業計画並びに予算及び決算
二 長期給付財政調整事業に關する業務の運
営に關する重要事項
三 前二号に掲げるもののほか、長期給付財
政調整事業に關する重要事項

3 委員会は、財政調整五箇年計画の策定の基
礎となつた連合会又は公共企業体の組合の長
期給付に要する費用の予想額に著しい変動が
生じたときその他委員会において必要がある
と認めるときは、財政調整五箇年計画を変更
しなければならない。

4 委員会は、財政調整五箇年計画の期間が満
了したとき、連合会が第九十九条第一項に規
定する長期給付に要する費用の計算を行うと
きその他委員会において必要があると認めた
ときは、新たな財政調整五箇年計画を定めな
ければならない。

第十四条の六 財政調整五箇年計画には、次に
掲げる事項を定めるものとする。
一 対象とする期間（以下この条において「対
象期間」という。）

二 対象期間において連合会及び各公共企業
体の組合が拠出すべき拠出金の額
三 拠出金の運用による予定運用収入の額
四 対象期間において国鉄共済組合に對し交
付すべき交付金の額

2 財政調整五箇年計画においては、対象期間
における拠出金の総額及びその予定運用収入
の額の合計額と国鉄共済組合に對する交付金
の総額とが等しくなるように定めなければな
らない。

第十四条の七 連合会は、毎事業年度の予算で
定めるところにより、財政調整五箇年計画に
おいて連合会が拠出すべきこととされた拠出
金の額に相當する金額を、長期給付に係る経
理から長期給付財政調整事業に係る経理に繰
り入れなければならない。

2 各公共企業体の組合は、毎事業年度の予算
で定めるところにより、財政調整五箇年計画
において当該組合が拠出すべきこととされた
拠出金の額に相當する金額を、連合会に拠出
しなければならない。この場合において、連
合会は、これを長期給付財政調整事業に係る
経理において受け入れるものとする。

3 連合会は、毎事業年度の予算で定めるとこ
ろにより、財政調整五箇年計画において国鉄
共済組合に交付すべきこととされた金額を、
長期給付財政調整事業に係る経理から国鉄共
済組合に交付しなければならない。

第十四条の八 連合会の理事長は、学識経験が
ある者を委員会の委員に任命しようとするこ
ときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 委員会は、財政調整五箇年計画を定め、又
は変更しようとするときは、大蔵大臣の認可
を受けなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の認可をする場合には、
あらかじめ、審議会の意見を求めるとも
に、運輸大臣及び郵政大臣に協議しなければ
ならない。

第十四条の九 附則第十四条の三から前条まで
に定めるもののほか、長期給付財政調整事業
の実施に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第二十條を次のように改める。
（長期給付に要する費用の計算の特例等）

第二十條 第九十九条第一項及び第二項の規定
の適用については、長期給付財政調整事業が
実施されている間、長期給付財政調整事業に
係る拠出金は、長期給付に要する費用とみな
す。

2 国鉄共済組合が行う第九十九条第一項第二
号に規定する費用の計算については、同号の
規定にかかわらず、長期給付財政調整事業が
実施されている間、その計算を行うとき以後
の五箇年間に於いて、国鉄共済組合が支給す
る長期給付に要する費用（長期給付財政調整
事業に係る拠出金を含む。）の予想額と国鉄共
済組合に係る同条第二項の掛金及び負担金並
びに次条第一項の負担金の額、財政調整五箇
年計画により定められた交付金の額並びにこ
れらの予定運用収入その他の大蔵省令で定め
る収入の予想額の合計額とが等しいものでな
ければならない。

3 この法律による年金たる給付の額について
年金額の改定の措置を講ずる場合には、第一
条の二に規定する諸事情のほか、国鉄共済組
合が支給している年金たる給付の額の改定の
措置については、国鉄共済組合の組合員の長
期給付に要する費用の負担状況、長期給付財
政調整事業の実施状況、他の公的年金制度に
おける給付水準その他の諸事情を総合勘案し
て行うものとする。

附則第二十條の二の見出し中「特例」を「特例
等」に改め、同条第一項及び第二項中「国」を
「国又は公共企業体」に改め、同条第三項中
「昭和四十二年以後における国家公務員共
済組合等からの年金の額の改定に關する法
律」を「昭和四十二年以後における国家公務
員等共済組合等からの年金の額の改定に關す
る法律」に改め、同条第四項中「国」を「国
又は公共企業体」とあり、及び「国」に改め、
「公社又は」を削り、同条第五項中「国」を
「国又は公共企業体」とあり、及び「国」に改
める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正）
第二条 国家公務員等共済組合法の一部を次のよ
うに改正する。
第九十九条第一項中「費用は、次に」を「費用
のうち次の各号に規定する費用は、当該各号

に」に改め、同項第一号中「定める」を「するこ
と」に改め、同項第二号中「要する費用」の下に
「第三項の規定による国又は公共企業体の負担
に係るものを除く。」を加え、「定める」を「する
こと」に改め、同条第二項第二号中「掲げるも
の」の下に「及び次項の規定による国又は公共企
業体の負担に係るもの」を加え、「百分の四十
二・五」及び「百分の五十七・五」を「百分の五
十」に改め、同条第四項中「及び第四号」を、第
二号及び第四号に改め、「同項第二号中「国
又は公共企業体の負担金百分の五十七・五」と
あるのは「国又は公共企業体の負担金百分の十
五、職員団体の負担金百分の四十二・五」とを
削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中
「前項第五号」を「第二項第五号」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を
加える。

3 国又は公共企業体は、長期給付に要する費
用（前項第三号に掲げるものを除く。）のうち
当該事業年度において支払われる長期給付
（同号に規定する年金を除く。）の金額の百分
の十五に相當する費用を負担する。

第一百二條第一項中「第九十九条」を「第九十九
条第二項（同条第五項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。）」に改め、同条第三項中
「充てらるべき国若しくは公共企業体又は職員団
体の負担金に相當する」を「充てらるため国若しく
は公共企業体又は職員団体が負担すべき」に、
「当該負担金」を「当該金額」に改め、同項を同条
第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え
る。

3 国又は公共企業体は、それぞれ第九十九条
第三項の規定により国又は公共企業体が負担
すべき金額を、政令で定めるところにより、
組合に払い込まなければならない。
第一百二十三條中「第九十九条第二項」を「第九
十九条第二項及び第三項」に改める。
第一百二十四條の二第一項中「第一百二條」を「第
百二條第一項」に、「公庫等」とするを「公庫

るものをいう。

四 移行更新組合員 移行組合員で移行日の前日まで引き続き旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつた者をいう。

五 旧公企体組合員期間 旧公企体長期組合員であつた期間（旧公企体共済法第十五条第一項の規定により計算した期間とし、その期間について旧公企体共済法第七十七条第二項及び第四項の規定並びに旧公企体共済法附則第五条、第六条の二第三項及び第七項、第七條、第十七條の二、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條、第二十六條の四、第二十六條の八第一項から第四項まで、第二十七條並びに第二十七條の二の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がなかつたものとした場合の期間とする。）をいう。

（移行組合員に関する一般的経過措置）

第五十一條の十二 移行組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるもののほか、その者が旧公企体長期組合員であつた間、長期組合員であつたものとみなす。

2 旧公企体長期組合員であつた期間が引き続き移行組合員又は当該期間と移行日前における長期組合員であつた期間（前項の規定により長期組合員であつたものとみなされる期間を除く。以下同じ。）が引き続き移行組合員につき、その引き続き移行組合員（移行日の前日に引き続き移行組合員に限り、内における退職又は旧公企体共済法に規定する退職（以下この条において「退職等」という。）がある場合において、次の各号の一に該当する事実があるときは、当該移行組合員に係る当該退職等は、なかつたものとみなす。一 当該退職等をした者につき当該退職等により長期給付又は旧公企体共済法の規定による長期給付（以下この条において「長期給

付等」という。）の給付事由が生じなかつたとき。

二 当該退職等をした者が当該退職等により給付事由が生じた長期給付等（当該退職等の後に給付事由が生じた当該退職等に係る長期給付等を含む。以下この条において同じ。）の支給を受けなかつたとき。

三 当該退職等により給付事由が生じた一時金である長期給付等の支給を受けた者が、その支給を受けた額を返還することを希望する旨を当該長期給付等の決定を行つた者に、移行日から六十日を経過する日以前に、申し出たとき。

四 当該退職等により給付事由が生じた年金である長期給付等の支給を受けた者が次条第一項の申出を行わなかつたとき。

3 前項第三号の申出をした者が移行日以後において退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給を受けることとなる場合における同額の返還は、これらの年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなるこれらの年金の額の二分の一に相当する額から、当該申出に係る長期給付等として支給した額に相当する額に利子に相当する額を加えた額（第六項において「支給額等」という。）に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、これらの年金の額とする。

4 前項に規定する利子は、第二項第三号の申出に係る長期給付等の支給を受けた日の属する月の翌月から移行日の属する月の前月までの期間に及び、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を既に受けた者が同額の申出をその期限前に行ふことなく死亡した場合に、その申出は、その遺族がすることができ、その遺族又は前

6 第二項第三号の申出をした者の遺族又は前

項の申出をした遺族が遺族年金又は通算遺族年金の支給を受けることとなる場合における同額の返還は、これらの年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなるこれらの年金の額の二分の一に相当する額から、支給額等のうち第三項の規定による控除が行われなかつた額又は同項の規定により控除されるべき額の二分の一に相当する額に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、これらの年金の額とする。

7 第二項に規定する引き続き移行組合員に於ける退職等により給付事由が生じた長期給付等の支給を既に受けた者が、同項第三号の申出をしなかつた場合又は次条第一項の申出をした場合における当該退職等に係る組合員期間については、新法第三十八條第二項の規定の適用は、ないものとする。

（新法の規定による年金等の支給を受けた移行組合員の取扱）

第五十一條の十三 移行組合員が旧公企体組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に新法若しくはこの法律又は旧公企体共済法の規定による年金（その者が遺族として受けたものを除く。）の支給を既に受けた者であるときは、その者は、移行日から六十日を経過する日以前に、当該年金の決定を行つた者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める申出をすることができ、

一 移行日の前日において現に当該年金の支給を受けていた者 移行日以後においても当該年金について従前の例により支給を受けることを希望する旨の申出

二 前号に掲げる者以外の者 当該支給を受けた年金を返還しない旨の申出

は、新法第七十七條第一項（新法第七十九條第三項及び第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）又は第八十五條第一項の規定にかかわらず、これらの規定による支給の停止は、行われない。この場合において、当該年金については、新法第七十八條第一項（新法第七十九條第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五條第二項の規定による年金額の改定は、行われない。

3 第一項各号の申出に係る年金の基礎となつた期間及び新法第七十七條第一項（新法第七十九條第三項及び第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは第八十五條第一項の規定又はこれらの規定に相当する旧公企体共済法の規定により当該年金の支給が停止されていた期間については、新法第三十八條第三項本文の規定にかかわらず、当該申出をした者に係るこれらの期間以外の組合員期間との合算は、しないものとする。

4 移行組合員が旧公企体組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に新法若しくはこの法律又は旧公企体共済法の規定による年金（その者が遺族として受けたものを除く。以下この条において「移行日前の年金」という。）の支給を既に受けた者である場合においては、移行日以後に退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金（以下この条において「移行日以後の年金」という。）の支給を受けることとなるときは、当該移行日以後の年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該移行日以後の年金の額の二分の一に相当する額から、その者がこれらの期間内に受けた当該移行日前の年金（第一項各号の申出に係る年金を除く。）の支給額に相当する額に利子に相当する額を加えた額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、移行日以後の年金の額とする。

5 前条第四項の規定は前項に規定する利子について、同条第五項の規定は第一項各号の申出について、同条第六項の規定は前項の規定による控除についてそれぞれ準用する。

6 第四項の場合において、旧公企体組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に支給を受けた移行日前の年金が減額退職年金であり、かつ、その支給を受けた当該移行日前の年金の額の全額が同項の規定により控除すべきこととなるときは、当該減額退職年金を受けることを希望する旨の申出は、なかつたものとみなす。

第五十一条の十四 前二条に定めるもののほか、新法若しくはこの法律又は旧公企体共済法の規定による年金の支給を受けた移行組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧公企体退職一時金の支給を受けた移行組合員の特例)
第五十一条の十五 昭和五十四年改正前の旧公企体共済法第五十四条の規定による退職一時金(以下この条において「旧公企体退職一時金」という。)の支給を受けた移行組合員(昭和五十四年改正前の旧公企体共済法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた移行組合員を含む。)に係る退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金に対する新法附則第十二条の第三項各号に掲げる規定の適用については、同項各号に掲げる規定の金額は、同項各号に掲げる規定により算定した金額から、当該年金の基礎となつて期間のうち当該旧公企体退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき新法の俸給年額の百分の〇・九(同項第四号に掲げる規定により算定した金額については、百分の〇・四五)に相当する金額を控除した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、退職一時金と旧公企体退職一時金とのいずれもの支給を受けた移行組合員(昭和五十四年改正前の共済法

第八十条第一項ただし書又は昭和五十四年改正前の旧公企体共済法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)でこれらの一時金の基礎となつた期間を合算した期間が二十年を超える者に対する退職一時金に係る新法附則第十二条の第三項の規定による控除に關する特例その他これらの一時金の支給を受けた移行組合員に係る長期給付の額の算定等に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧公企体組合員期間を有する長期組合員の特例)
第五十一条の十六 移行日の前日に長期組合員(第五十一条の十二第一項の規定により長期組合員であつたものとみなされた者を除く。)であり、移行日以後引き続き長期組合員である者が旧公企体組合員期間を有する者であるときは、その者は移行組合員であるものとみなして、第五十一条の十二から前条までの規定を適用する。

(旧公企体組合員期間を有する者が移行日以後に再就職した場合の取扱ひ)
第五十一条の十七 第五十一条の十二から第五十一条の十五まで(第二号に掲げる者にあつては、第五十一条の十二第二項から第七項までを除く。)の規定は、次に掲げる者について準用する。

一 移行組合員(前条の規定により移行組合員であるものとみなされた者を含む。)であつた者が再び長期組合員となつたもの
二 旧公企体組合員期間を有する者が移行日以後長期組合員となつたもの(移行組合員及び前号に掲げる者を除く。)

2 前項第二号に掲げる者について第五十一条の十三第一項の規定を準用する場合には、同項中「移行日」とあるのは、「移行日以後において長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。

第二節 移行更新組合員等に関する経過措置

(移行組合員に係る恩給等の受給権の取扱ひ等)
第五十一条の十八 移行組合員に係る恩給又は旧法の規定による退職年金若しくは障害年金を受ける権利は、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 移行組合員で移行日の前日において普通恩給を受ける権利を有していた者に係る長期給付については、当該普通恩給の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

3 移行日以後における恩給に關する法令の改正により、移行組合員又はその遺族が新たに普通恩給又は扶助料(恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料をいう。)を受ける権利を有することとなる場合には、当該移行組合員は旧公企体共済法の施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなし、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利は同日において消滅したものとみなす。

4 移行組合員で移行日の前日において旧法の規定による退職年金を受ける権利を有していた者に係る長期給付については、当該退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

(移行更新組合員に係る普通恩給等の支給の停止)
第五十一条の十九 旧公企体共済法の施行の日以前に恩給公務員であつた移行更新組合員に係る普通恩給は、その者が移行更新組合員である間、その支給を停止する。

2 移行更新組合員に係る旧法の規定による退職年金及び障害年金は、その者が移行更新組合員である間、その支給を停止する。

(移行更新組合員に係る長期給付の取扱ひ)
第五十一条の二十 移行更新組合員に係る長期給付については、第五十一条の十二、第五十一条の十三及び前二条に定めるもののほか、

移行更新組合員を更新組合員と、旧公企体共済法の施行の日を移行日と、移行更新組合員に係る恩給で旧公企体共済法の規定によつて消滅したもの(他の法令の規定によつて消滅したものとみなされたものを含む。)はこの法律中の相當する規定によつて消滅したものとみなして、第七条及び第三章から第六章まで(第三章第一節、第二十条、第五章第一節及び第三十六条を除く。)の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、移行更新組合員に対する第三章から第六章までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧公企体共済法の更新組合員であつた移行組合員等の取扱ひ)
第五十一条の二十一 第七條、第三章(第十條を除く。)、第二十二條から第二十四條の二まで、第二十六條第二項、第二十九條、第三十一条から第三十三條まで、第六章及び第四十一条の二から第四十一条の四まで(第一号又は第二号に掲げる者にあつては第三十六條、第三十七條に掲げる者にあつては第三十六條、第三十七條及び第九條をそれぞれ除く。)の規定は、次に掲げる者について準用する。

一 旧公企体共済法附則第四條第二項に規定する更新組合員であつた者が再び旧公企体長期組合員となつた移行組合員
二 更新組合員又は恩給更新組合員であつた者が旧公企体長期組合員となつた移行組合員(前号に掲げる者を除く。)

三 恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者が旧公企体共済法の施行の日以後に旧公企体長期組合員となつた移行組合員(移行更新組合員及び前二号に掲げる者を除く。)

2 前項に定めるもののほか、同項に定める規定を準用する場合における必要な技術的調整その他同項各号に掲げる者に対する長期給付に關する規定の適用については、第四十一条第一項各号に掲げる者に係る長期給付に準

じて、政令で定める。

(旧公企体共済法の更新組合員であつた長期組合員の特例)

第五十一条の二十二 前条の規定は、移行日の前日に長期組合員(第五十一条の十二第二項の規定により長期組合員であつたものとみなされた者を除く。)であり、移行日以後引き続き長期組合員である者で旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつたものについて準用する。

(移行更新組合員等が移行日以後に再就職した場合の取扱い)

第五十一条の二十三 第五十一条の十八から第五十一条の二十一まで(第一号に掲げる者にあつては同条を、第二号及び第三号に掲げる者にあつては第五十一条の十九及び第五十一条の二十を除く。)の規定は、次に掲げる者について準用する。

一 移行更新組合員であつた者で再び長期組合員となつたもの

二 第五十一条の二十一第一項各号に掲げる者又は前条の規定に該当する者であつた者で再び長期組合員となつたもの

三 旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつた者で移行日以後長期組合員となつたもの(移行組合員及び前条の規定に該当する者並びに前号に掲げる者を除く。)

2 前項の場合において、第五十一条の十八第二項及び第四項中「移行日」とあるのは、「第五十一条の二十三第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。(旧公企体共済法の復帰更新組合員であつた移行組合員の取扱い)

第五十一条の二十四 移行組合員で移行日の前日に旧公企体共済法附則第二十六条の六第一項に規定する復帰更新組合員であつた者に対する前章の規定の適用については、その者は第五十一条の四第四号に規定する復帰更新組

合員であるものと、その者が同条第一号に規定する特別措置法の施行の日の前日において有していた恩給若しくは退職年金条例の規定による退職料等(同条第五号に規定する退職料等をいう。)又は旧法等の規定による退職年金を受ける権利で旧公企体共済法の規定によつて消滅したものはこの法律中の相当する規定によつて消滅したものと、旧公企体共済法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出とみなす。

(政令への委任)

第五十一条の二十五 この章に定めるもののほか、旧公企体共済法に規定する未帰還更新組合員その他旧公企体長期組合員であつた者に係る長期給付に関する経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

第五十四条中「組合連合会加入組合に係る場合にあつては、連合会」を「連合会」に改める。

第五十五条第一項中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第三項中「組合連合会加入組合にあつては、連合会」を「連合会」に改める。

第五十六条及び第五十七条を削り、第五十七条の二中「連合会加入組合の組合員に係る」を削り、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(長期給付事業に関する公共企業体の組合の特例)

第五十七条 新法附則第三条の二第一項の規定により連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、第五十一条の五第一項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合(新法附則第十六条第五項に規定する公共企業体の組合をいう。次項及び第五十五条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、第五十五条第三項中「連合会」とあるのは「連合会(公共企業体の組合の組合員であつた者である場合にあつては、当該公共企業体の組合)」として、こ

これらの規定を適用する。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第四条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第五条の二を削る。

第六条中「前四条」を「前三条」に改め、「前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国家公務員等共済組合法附則第十三条の十の次に十一條を加える改正規定(同法附則第十三条の十一に係る部分を除く。)

昭和六十年三月三十一日

二 第二条の規定並びに附則第三十五条第二項の規定及び附則第六十四条中昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四号)第十七条第二号の改正規定

昭和六十年四月一日

三 附則第三条第二項及び第三項の規定 公布の日

(公共企業体職員等共済組合法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)

二 昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第八十三号)

三 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給す

る年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)

(組合の存続)

第三条 前条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(以下「旧公企体共済法」という。第三條第一項の規定により設けられた共済組合(次項を除き、以下「旧組合」という。))は、この法律の施行の日(次項を除き、以下「施行日」という。))において、第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(次項を除き、以下「改正後の法」という。第三條第一項の規定により設けられた国家公務員等共済組合(次項を除き、以下「組合」という。))となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 公共企業体(公共企業体職員等共済組合法(以下この項において「公企体共済法」という。))第二條第一項に規定する公共企業体をいう。以下次項までにおいて同じ。の総裁は、この法律の施行前に、公企体共済法第三條第一項に規定する組合の運営審議会の議を経て、国家公務員共済組合法第六條第一項第七号中「審査会」に関する事項とあるのは「福祉事業に関する事項」として同項並びに同法第十一條第一項及び第十五條第一項の規定の例により、この法律の施行の日以後に係る当該組合の定款及び運営規則を定めるとともに昭和五十九年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。この場合においては、公企体共済法第六條及び第七十四條第一項の規定の適用は、ないものとする。

3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 日本専売公社 大蔵大臣

二 日本国有鉄道 運輸大臣

三 日本電信電話公社 郵政大臣

4 第二項の規定により定められた定款若しくは

運営規則又は同項の大蔵大臣の認可を受けた昭和五十九年度の事業計画及び予算は、施行日以後においては、それぞれ改正後の法第六条第一項若しくは第十一項の規定により定められ、又は改正後の法第十五条第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

5 改正後の法第十六条の規定は、公共企業体の組合（改正後の法第十六条第五項に規定する公共企業体の組合をいう。以下同じ。）については、昭和五十九年度以後の年度の決算については適用し、旧組合の昭和五十八年度の決算については、なお従前の例による。

（連合会の改称に伴う経過措置）
第四条 国家公務員共済組合連合会は、施行日において、国家公務員等共済組合連合会（以下次条までにおいて「連合会」という。）となるものとする。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、施行日に改正後の法第二十九条の規定により連合会の理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる連合会の理事長、理事又は監事の任期は、改正後の法第三十条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（組合の連合会加入に伴う経過措置）

第五条 第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十一条第一項に規定する政令で指定する組合（以下「連合会非加入組合」という。）に係る改正後の法第二十一条第二項第一号に掲げる業務については、施行日以後、連合会において行うものとする。この場合において、当該連合会非加入組合に係る権利義務の承継に必要事項は、政令で定める。

2 前項の規定により連合会非加入組合が行つて

いた業務を連合会が行うこととなつたことに伴い連合会が連合会非加入組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 連合会が第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地で連合会非加入組合が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 前三項に定めるもののほか、連合会非加入組合が行つていた業務を連合会が行うこととなつたことに伴う経過措置に必要事項は、政令で定める。

（従前の給付等）

第六条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧公企体共済法の規定によつてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、改正後の法又は第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

2 施行日前に給付事由が生じた旧公企体共済法の規定による給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（掛金の標準となる準給等に関する経過措置）

第七条 旧公企体長期組合員（改正後の施行法第五十一条の十一第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。）であつた者が施行日以後において長期組合員となり、かつ、その者の施行日以後における改正後の法に規定する組合員期間（以下単に「組合員期間」という。）が十二月に満たない場合における改正後の法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「掛金の標準となつた準給の総額」とあるのは、「掛金の標準となつた準給及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律（昭和五十八年法律 号）附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第六十四条第二項に規定する掛金の標準となつた準給の総額（その総額が第百条第三項に規定する額の十二倍の額を超えるときは、同項に規定する額の十二倍の額）とする。

（短期給付に関する経過措置）

第八条 旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法の短期給付に関する規定の適用については、その者が旧組合の組合員であつた間改正後の法の規定による組合員であつたものと、その者が旧公企体共済法に規定する退職をした日に改正後の法に規定する退職をしたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法の短期給付に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（給付の制限に関する経過措置）

第九条 改正後の法第九十四条から第九十七条までの規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法第九十四条から第九十七条までの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（公共企業体の組合に係る長期給付に要する費用の計算に関する経過措置）

第十条 公共企業体の組合に係る長期給付に要する費用の計算については、改正後の法第九十九条第一項の規定は、公共企業体の組合が同項第二号に規定する費用の計算を施行日以後最初に行うべき日として大蔵大臣が定める日から適用し、同日以前における公共企業体の組合に係る当該費用の計算については、なお従前の例による。

（審査会に関する経過措置）

第十一条 国家公務員共済組合連合会に置かれた

国家公務員共済組合審査会は、施行日において、国家公務員等共済組合審査会（以下この条において「審査会」という。）となる。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合連合会に置かれた国家公務員共済組合審査会の委員である者は、別に辞令を用いないで、施行日に改正後の法第四十三条第三項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる審査会の委員の任期は、改正後の法第四十三条第四項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員共済組合連合会に置かれた国家公務員共済組合審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（審査請求に関する経過措置）

第十二条 連合会非加入組合に置かれた国家公務員共済組合審査会に対する改正前の法第三十三条の規定に基づく審査請求又は旧組合に置かれた旧公企体共済法第六十七条第一項に規定する審査会（以下この条において「旧組合の審査会」という。）に対する旧公企体共済法第七十条第一項の規定に基づく審査請求で、施行日の前日まで裁判が行われていないもの（次項において「裁判未済事案」という。）については、改正後の法第九十三条から第九十七条までの規定にかかわらず、なお従前の例により、当該国家公務員共済組合審査会又は旧組合の審査会が裁決を行うものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例により連合会非加入組合に置かれた国家公務員共済組合審査会又は旧組合の審査会が引き続き裁決を行うまでの間においては、裁決未済事案については、改正前の法第九十三条から第九十七条までの規定及び旧公企体共済法第六十七条から第七十一条までの規定は、なおその効力を有するものとする。

（審議会に関する経過措置）

第十三条 国家公務員共済組合審議会は、施行日において、国家公務員等共済組合審議会とな

る。

2 附則第十一条第二項及び第三項の規定は、国家公務員等共済組合審議会の委員について準用する。この場合において、これらの規定中「第四百四十三条第三項」とあり、及び「第四百四十四条第四項」とあるのは「第四百四十一条第四項」と、「委嘱」とあるのは「任命」と読み替えるものとする。

(継続長期組合員に関する経過措置)

第十四条 施行日の前日において公社職員である継続長期組合員(改正前の法第二百四十四条の第二項に規定する継続長期組合員のうち同条第一項に規定する公社職員である者をいう。)であつた者に対する改正後の法の長期給付に関する規定の適用については、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。

2 施行日の前日において旧公企体継続長期組合員(旧公企体共済法第八十二条の第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下この項において同じ。)であつた者に対する改正後の法又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の長期給付に関する規定の適用については、次に定めるところによる。

一 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二条の第二項に規定する国家公務員(地方公務員等共済組合法第四百二十二条第一項に規定する国の職員である者を除く。)であつた者は、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。

二 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二条の第二項に規定する地方公務員(地方公務員等共済組合法第四百二十二条第一項に規定する国の職員である国家公務員を含む。)であつた者は、施行日において、同法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。ただし、その者が改正後の法第二百六条の二第二項に規定する政令で定める者に該当するときは、その者は、当

該旧公企体継続長期組合員となつた日から引き続き同条第四項において準用する改正後の法第二百四十四条の二第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

三 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二条の第二項に規定する公団等職員であつた者は、当該旧公企体継続長期組合員となつた日から引き続き改正後の法第二百四十四条の二第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

(旧組合の任意継続組合員に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際旧公企体共済法第八十二条の三第二項に規定する任意継続組合員であつた者については、その者は当該任意継続組合員となつた日から引き続き改正後の法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であつたものとみなして、改正後の法の規定を適用する。

(公共企業体の役員等に関する経過措置)

第十六条 施行日の前日において公共企業体(改正後の法第二条第一項第七号に規定する公共企業体をいう。以下同じ。)の役員であり、施行日以後引き続き役員である者については、その者が役員として引き続き在職する間、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において旧公企体共済法第六十二条第二項ただし書の規定により、年金である給付が支給されたいない公共企業体の役員に係る改正後の法の規定による年金である給付については、その者が役員として引き続き在職する間、同項ただし書の規定の例により、支給しない。

3 国家公務員等共済組合連合会の役員である者が改正後の法第二百六条第二項の規定により改正後の法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる期間に係る改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定の適用については、その者の施行日以後における当該役員と

しての在職期間に限るものとする。

4 第一項の規定は、附則第四条第二項の規定の適用を受けた者で引き続き国家公務員等共済組合連合会の役員であるものについて準用する。

(公共企業体の復職希望職員に関する経過措置)

第十七条 施行日の前日において昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号。以下「昭和五十四年法律第七十六号」という。)附則第十一条第一項に規定する復職希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、同条の規定の例による。

(旧公企体共済法の退職年金の受給権の取扱い等)

第十八条 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による退職年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後その者が死亡するまで、退職年金を支給する。この場合において、当該旧公企体共済法の規定による退職年金(その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く。)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 前項前段の規定により支給する退職年金(以下「移行退職年金」という。)の額は、旧公企体組合員期間(改正後の施行法第五十一条の十一第五号に規定する旧公企体組合員期間をいう。以下同じ。)のうち旧公企体退職年金(同項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による退職年金をいう。以下同じ。)の基礎となつていたものを組合員期間と、旧公企体退職年金に係る公企体基礎俸給年額を改正後の法に規定する俸給年額(以下単に「俸給年額」という。)とみなして、改正後の法第七十六条第二項本文及び第七十六条の二第一項の規定の例により算定した金額とする。

3 前項に規定する「公企体基礎俸給年額」とは、旧公企体共済法の規定による年金の給付事由が生じた日(当該年金が旧公企体共済法に規定する退職をした日以後に給付事由が生じたものであるときは、当該退職の日)の属する月以前の一年間における旧公企体共済法第六十四条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給の総額(当該一年間において給付に関する規程の改正が行われた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該俸給の総額に政令で定める額を加えた額)を十二(当該一年間における当該年金に係る旧公企体組合員期間の月数が十二に満たないときは、その月数)で除して得た額の十二倍に相当する金額(当該金額が五百二十八万円を超えるときは、五百二十八万円とし、当該年金が昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企体共済法に規定する退職をした者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)に係るものであるときは、附則第六十四条の規定による改正前の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律その他の年金の額の改定に関する法令(附則第二十四条第二項において「年金額改定法等」という。)の規定による俸給年額の引上げの措置に準じて政令で定めるところにより算定した金額とする。)をいう。

4 第二項の規定により組合員期間とみなされた旧公企体組合員期間が二十年未満である旧公企体退職年金に係る移行退職年金の額については、同項の規定にかかわらず、当該旧公企体退職年金に係る公企体基礎俸給年額(前項に規定する公企体基礎俸給年額をいう。以下同じ。)を俸給年額とみなし、組合員期間が二十年であるものとして改正後の法第七十六条第二項本文及び第七十六条の二第一項の規定の例により算定した金額の二十分の一に相当する金額に当該旧公企体組合員期間の年数を乗じて得た金額とする。

5 昭和五十四年法律第七十六号第二條の規定に

よる改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金（以下「旧公企体退職一時金」という。）の支給を受けた者（同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下同じ。）に係る移行退職年金の額については、第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、当該移行退職年金の基礎となつてゐる期間のうち当該旧公企体退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき公企体基礎俸給年額の百分の〇・九に相当する金額を控除した金額とする。

6 第二項及び前二項の規定により算定した移行退職年金の額については、改正後の法第七十六条第二項ただし書及び改正後の施行法第十三条の二の規定を準用する。

7 旧公企体退職年金で旧公企体共済法第五十条の二第二項の規定によりその額が改定されたものに係る移行退職年金の額は、第二項及び前三項の規定にかかわらず、改正後の法第七十八条の規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額とする。

8 第二項及び第四項から前項までの規定により算定した移行退職年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体退職年金の額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該旧公企体退職年金の額をもつて、移行退職年金の額とする。

9 旧公企体共済法第五十二条第二項の規定の適用を受けた旧公企体退職年金に係る移行退職年金の額は、その者が同条第一項本文の規定の適用を受けなかつたものとしたならば支給されることとなる日の属する月までの分については、第二項及び第四項から前項までの規定により算定した額からその額の十分の三に相当する金額を減じた額とする。

（旧公企体共済法の減額退職年金の受給権の取扱い等）

第十九条 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による減額退職年金を受ける権利を有し

ていた者については、施行日以後その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、当該旧公企体共済法の規定による減額退職年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該減額退職年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 移行退職年金を受ける権利を有する者で旧公企体共済法の規定を適用するとならば旧公企体共済法の規定による減額退職年金を受けることができるものが、施行日以後に減額退職年金を受けることを希望する旨を当該移行退職年金の決定を行つた者に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、移行退職年金は、支給しない。

3 前二項の規定により支給する減額退職年金（以下「移行減額退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第一項前段の規定による移行減額退職年金 旧公企体減額退職年金（同項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による減額退職年金をいう。以下同じ。）の額を当該旧公企体減額退職年金を支給しなかつたものとしたならば施行日の前日において支給すべきであつた旧公企体共済法の規定による退職年金の額で除して得た割合を、当該退職年金を支給していたとしたならば支給すべきこととなる移行退職年金の額に乘じて得た金額

二 前項前段の規定による移行減額退職年金 同項前段の申出をした者について旧公企体共済法の規定を適用するとならばその者が受けるべきこととなる旧公企体共済法の規定による減額退職年金の額をその額の算定の基礎となるべき旧公企体共済法の規定による退職年金の額で除して得た割合を、移行退職年金

金の額に乘じて得た金額

4 旧公企体減額退職年金で旧公企体共済法第五十三条の二第二項から第四項までの規定の適用を受けてその額が改定されたものに係る移行減額退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、改正後の法第七十九条第四項から第六項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額とする。

（旧公企体共済法の通算退職年金の受給権の取扱い等）

第二十條 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による通算退職年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。この場合においては、当該旧公企体共済法の規定による通算退職年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該通算退職年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 施行日の前日において一の旧組合に係る旧公企体組合員期間が一年以上二十年未満であつた者（改正後の施行法第五十一条の十一第三号に規定する移行組合員及び改正後の施行法第五十一条の十六の規定に該当する者を除く。）が、施行日以後において旧公企体共済法第六十一条の二第二項各号の一に該当することとなるときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、当該旧公企体組合員期間について、移行退職年金又は移行減額退職年金が支給されるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により支給する通算退職年金（以下「移行通算退職年金」という。）の額は、旧公企体組合員期間を組合員期間と、公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額を改正後の法に規定する俸給と、旧公企体共済法に規定する退職を改正後の法に規定する退職とみなして、改正後の法第七十九条の二第三項から第五項までの規定の例により算定した金額とする。

4 移行通算退職年金（昭和五十四年十二月三十一日以前における旧公企体共済法に規定する退職に係るものに限る。）のうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、前項の規定によりその例によることとされる改正後の法第七十九条の二第三項の規定にかかわらず、第二号イ及びロに掲げる金額の合算額に旧公企体組合員期間の月数を乗じて得た金額に、第一号に掲げる金額を第二号イに掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を乗じて得た金額とする。

一 公企体基礎俸給年額を三百六十で除して得た額に、旧公企体組合員期間に応じ旧公企体共済法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 次のイ及びロに掲げる金額の合算額に旧公企体組合員期間の月数を乗じて得た額に、旧公企体共済法に規定する退職の日における年齢に応じ旧公企体共済法別表第三の二（当該退職の日が昭和五十一年九月三十日以前の日であるときは、昭和四十二年九月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する公共企業体職員等共済組合に規定する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十五号）第二十条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法別表第三の二）に定める率を乗じて得た金額

イ 五十五万二千二十四円を二百四十で除して得た金額
ロ 公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額の千分の十に相当する金額
前二項の規定により算定した移行通算退職年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体通算退職年金（第一項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による通算退職年金をいう。以下同じ。）の額（第二項本文の

規定による移行通算退職年金にあつては、同日に旧公企体共済法の規定による通算退職年金の給付事由が生じていたものとした場合の額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、当該旧公企体通算退職年金の額をもつて、移行通算退職年金の額とする。

(旧公企体共済法の障害年金の受給権の取扱い等)

第二十一条 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による障害年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後その者が死亡するまで、障害年金を支給する。この場合においては、当該旧公企体共済法の規定による障害年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該障害年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 施行日前に旧公企体共済法に規定する退職をした者（前項に規定する者を除く）については、施行日以後において旧公企体共済法第五十五条第一項の規定を適用するものとならば同項の規定による障害年金を支給すべきこととなるときは、その者が死亡するまで、障害年金を支給する。

3 前二項の規定により支給する障害年金（以下「移行障害年金」という）の額は、旧公企体組合員期間のうち旧公企体障害年金（第一項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による障害年金をいう。以下同じ）の基礎となつていたもの（前項の規定による移行障害年金にあつては、旧公企体共済法第五十五条第一項の規定により支給すべきであつた同項の規定による障害年金の基礎となるべきもの）を組合員期間と、公企体基礎俸給年額を俸給年額とみなし、改正後の法第八十二条第二項前段及び第八十二条の二第二項前段の規定の例により算定した金額とする。

4 附則第十八条第五項の規定は、旧公企体退職一時金の支給を受けた者に係る移行障害年金の

額の算定について準用する。この場合において、同項中「第二項及び前項」とあるのは、附則第二十一条第三項と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定により支給する遺族年金（以下「移行遺族年金」という）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

5 前二項の規定により算定した移行障害年金の額については、改正後の法第八十二条第一項ただし書の規定及び改正後の施行法第二十四条の二の規定を準用する。

一 旧公企体共済法第五十八条第一項第一号の規定による旧公企体遺族年金（第一項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による遺族年金をいう。以下同じ）に係る移行遺族年金 当該旧公企体遺族年金を旧公企体退職年金とみなして附則第十八条第二項及び第四項から第七項までの規定により算定した移行退職年金の額の百分の五十に相当する金額

6 旧公企体障害年金で旧公企体共済法第五十五条第七項の規定によりその額が改定されたものに係る移行障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、改正後の法第八十五条の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

二 移行退職年金又は移行減額退職年金を受け権利を有していた者に係る移行遺族年金 当該移行退職年金（移行退職年金を受けていた者については、移行減額退職年金又は移行障害年金を支給しなかつたものとしたならば支給すべきであつた移行退職年金）の額の百分の五十に相当する金額

7 第三項から前項までの規定により算定した移行障害年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体障害年金の額（第二項の規定による移行障害年金にあつては、旧公企体共済法第五十五条第一項の規定を適用するものとならばその者が受ける権利を有していた同項の規定による障害年金についてその給付事由が同日において生じていたものとした場合の額）より少ないときは、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該旧公企体障害年金の額をもつて、移行障害年金の額とする。

三 旧公企体共済法第五十八条第一項第二号又は第三号の規定による旧公企体遺族年金に係る移行遺族年金又は移行障害年金を受ける権利を有していた者に係る移行遺族年金（前号に掲げる移行遺族年金を除く。） 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

第二十二條 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後、遺族年金を支給する。この場合においては、旧公企体共済法の規定による遺族年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該遺族年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

イ 公企体基礎俸給年額の百分の十に相当する金額（当該旧公企体遺族年金又は移行障害年金の額の算定の基礎となつていた旧公企体組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき公企体基礎俸給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）

2 移行退職年金、移行減額退職年金又は移行障害年金を受ける権利を有する者が死亡したとき

ロ 二十四万六千円と公企体基礎俸給年額の百分の十に相当する金額の合算額（当該旧公企体遺族年金又は移行障害年金の額の算

定の基礎となつていた旧公企体組合員期間の年数が十年を超えるときは、その超える年数一年につき、二万四千六百円と公企体基礎俸給年額の百分の一に相当する額の合算額を加えた金額）の百分の五十に相当する金額

4 旧公企体退職一時金の支給を受けた者に係る前項第三号に掲げる移行遺族年金の額については、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した金額から、当該移行遺族年金の基礎となつて期間のうち当該旧公企体退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき公企体基礎俸給年額の百分の〇・四五に相当する金額を控除した金額とする。

5 前二項の規定により算定した移行遺族年金の額については、改正後の法第八十八条の三から第八十八条の六まで、第九十二条第二項及び第九十二条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 第三項及び第四項の規定並びに前項において準用する改正後の法第八十八条の三から第八十八条の六まで、第九十二条第二項及び第九十二条の二の規定により算定した移行遺族年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体遺族年金の額（第二項の規定による移行遺族年金にあつては、当該移行遺族年金に係る旧公企体長期組合員であつた者について同日において旧公企体共済法の規定による遺族年金の給付事由が生じていたものとならば同日においてその者に支給されるべき当該旧公企体共済法の規定による遺族年金の額）より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該旧公企体遺族年金の額をもつて、移行遺族年金の額とする。

(旧公企体共済法の通算遺族年金の取扱い等) 第二十三條 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による通算遺族年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後、通算遺族年金を支給する。この場合においては、当該旧

公企体共済法の規定による通算遺族年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該通算遺族年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 移行通算遺族年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族（その死亡した者の親族で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものをいう。）に、通算遺族年金を支給する。

3 前項の場合においては、改正後の法第九十二条の三第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「他の公的年金制度」とあるのは、「一の公的年金制度」と、「遺族年金」とあるのは、「遺族年金（政令で定めるものに限る。）又はこれに」と読み替へるものとする。

4 第一項前段又は第二項の規定により支給する通算遺族年金（以下「移行通算遺族年金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第一項前段の規定による移行通算遺族年金 当該移行通算遺族年金を移行通算遺族年金とみなして、附則第二十条第三項から第五項までの規定により算定した移行通算遺族年金の額の百分の五十に相当する金額

二 第二項の規定による移行通算遺族年金 その死亡した者に係る移行通算遺族年金の額の百分の五十に相当する金額

（旧公企体更新組合員であつた者に係る移行通算遺族年金の特例等）

第二十四条 旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員（以下「旧公企体更新組合員」という。）であつた者に係る移行通算遺族年金の額については、附則第十八条第二項及び第四項の規定にかかわらず、改正後の施行法第十一条から第十二条までの規定の例により算定した額とする。

2 前項に規定する移行通算遺族年金の額について、同項の規定により改正後の施行法第十一条から第十二条までの規定の例により算定する場合に、次に定めるところによる。

一 旧公企体更新組合員であつた者は改正後の施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員と、旧公企体共済法の施行の日とは同号に規定する施行日とみなす。

二 旧公企体更新組合員であつた者に係る恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額（当該移行通算遺族年金が昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企体共済法に規定する退職をした者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものであるときは、年金額改定法等の規定による俸給年額の引上げの措置に準じて政令で定めるところにより算定した金額）は改正後の施行法第二条第一項第七号に規定する恩給法の俸給年額と、旧公企体退職年金の額の算定の基礎となつていた旧公企体共済法に規定する俸給年額は同項第十八号に規定する旧法の俸給年額と、公企体基礎俸給年額は同項第十九号に規定する新法の俸給年額とみなす。

三 旧公企体組合員期間のうち旧公企体退職年金の基礎となつてゐるものは改正後の施行法第十一条第一項第四号に掲げる期間と、旧公企体共済法附則第五条の規定により旧公企体退職年金の基礎となつた期間に算入された旧公企体共済法の施行の日の期間は改正後の施行法第七条の規定により移行通算遺族年金の基礎となる組合員期間に算入された期間とみなす。

四 旧公企体共済法の施行の日の前日において旧公企体更新組合員であつた者が受ける権利を有していた恩給（改正後の施行法第二条第一項第八号に規定する恩給をいう。以下同じ。）又は旧法（同項第二号に規定する旧法をいう。）の規定による退職年金でこれらを受け

る権利が旧公企体共済法の規定によつて消滅したもの（他の法令の規定によつて消滅したもの）とみなされたものを含む。）は、改正後の施行法の相当する規定によつて消滅したものとみなす。

3 第一項の規定により算定した移行通算遺族年金の額については、附則第十八条第五項及び第七項から第九項までの規定並びに改正後の施行法第十三条及び第十三条の二の規定を準用する。この場合において、附則第十八条第五項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十四条第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同条第七項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十四条第一項」と読み替へるものとする。

4 旧公企体更新組合員であつた者に係る移行通算遺族年金については附則第二十条の規定を適用する場合に、旧公企体共済法附則第五条の規定により旧公企体共済法に規定する組合員期間に算入することとされた期間（通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条に規定する通算対象期間であるものに限る。）は、その者の旧公企体組合員期間に算入する。

5 前各項に定めるもののほか、旧公企体更新組合員であつた者に係る移行通算遺族年金及び移行通算遺族年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（旧公企体更新組合員であつた者に係る移行通算遺族年金の特例）

第二十五条 旧公企体更新組合員であつた者に係る移行通算遺族年金の額については、附則第二十一条第三項の規定にかかわらず、改正後の法第八十二条第二項前段及び第八十二条の二第二項前段の規定並びに改正後の施行法第二十二條、第二十三條及び第二十五条の規定の例により算定した額とする。

2 前項に定めるもののほか、旧公企体更新組合員であつた者に係る移行通算遺族年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（転出組合員等であつた者に係る特例）

第二十七条 移行通算遺族年金、移行減額退職年金、移行通算遺族年金、移行障害年金、移行遺族年金又は移行通算遺族年金（附則第三十三条第一項を除き、以下「移行年金」という。）を受ける権利を有する者が旧公企体共済法附則第二十三条第一項に規定する転出組合員、旧公企体共済法附則第二十四条第一項に規定する復帰組合員、旧公企体共済法附則第二十六条第一項に規定する転入組合員若しくは旧公企体共済法附則第二十七條に規定する者（以下この条において「転出組合員等」という。）であつた者又はその遺族であるときは、当該移行年金に係る転出組合員等であつた者に係る旧公企体共済法附則第二十四条第一項（旧公企体共済法附則第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十五条第一項の規定により旧公企体共済法に規定する組合

員であつたものとみなされた期間（旧公企体共済法附則第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定（これらの規定を旧公企体共済法附則第二十五条第二項、第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）により旧公企体共済法に規定する組合員期間から除算された期間を除く。）は、移行年金の基礎となる旧公企体組合員期間に算入する。

2 転出組合員等であつた者に係る旧公企体退職年金、旧公企体減額退職年金、旧公企体障害年金又は旧公企体遺族年金のうち、旧公企体共済法附則第二十四条第三項（旧公企体共済法附則第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十五条第三項の規定により、当該年金を支給する際にその支給期月に支給すべき当該年金の額から控除することとされてきた金額で施行日の前日においてなお控除すべき残額があるものに係る移行年金については、当該移行年金を支給する際に、これらの規定の例により、その残額に相当する金額を控除するものとする。

3 転出組合員等であつた者に係る旧公企体退職年金、旧公企体減額退職年金、旧公企体障害年金、旧公企体遺族年金又は旧公企体通算遺族年金で、旧公企体共済法附則第二十四条第四項（旧公企体共済法附則第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第九項（旧公企体共済法附則第二十五条第二項、第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十五条第四項の規定の適用を受けたものに係る移行年金については、当該移行年金の額から、これらの規定により控除するものとされた金額に相当する金額を控除するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、転出組合員等であつた者に係る移行年金に必要事項は、政令で定める。

年金に関する特例
第二十八条 旧公企体共済法附則第二十六条の六第一項に規定する復帰更新組合員（次項において「公企体復帰更新組合員」という。）であつた者に係る移行年金については附則第十八条から前条までの規定を適用する場合においては、次に定めるところによる。

一 旧公企体共済法附則第二十六条の八第一項又は第二項の規定により旧公企体組合員期間とみなされた期間は、移行年金の基礎となる旧公企体組合員期間に算入するものとする。
二 旧公企体共済法附則第二十六条の六第二項又は第二十六条の七第一項の規定によつて消滅した権利は、これに相当する改正後の施行法の規定によつて消滅したものとす。

2 前項に定めるもののほか、旧公企体復帰更新組合員であつた者に係る移行年金に必要事項は、政令で定める。

（旧公企体船員組合員であつた者に係る移行年金の特例等）
第二十九条 船員保険の被保険者（以下この項及び第三項において「船員」という。）である間に旧公企体長期組合員であつた者（第三項において「旧公企体船員組合員」という。）に係る移行年金（移行減額退職年金を除く。）の額については、次に掲げる年金のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 旧公企体組合員期間に係る移行年金
二 旧公企体長期組合員とならなかつたものとした場合に船員であつた者又はその遺族として受けるべき船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の年金

2 前項の規定による選択は、施行日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることにより行うものとする。この場合において、同日までに申出がなかつたときは、同項第一号に掲げる年金を選択したものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、旧公企体船員組合員であつた者が旧公企体長期組合員でない船

員であつた期間を有する場合における移行年金の特例その他の旧公企体船員組合員であつた者に係る移行年金に必要事項は、政令で定める。

（退職給付と障害給付との調整等）
第三十条 一の旧組合に係る旧公企体組合員期間について移行障害年金と移行退職年金、移行減額退職年金又は移行通算退職年金を支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

2 一の旧組合から移行退職年金を受ける権利を有する者には、当該旧組合が支給すべき移行通算退職年金は、支給しない。

3 旧公企体共済法附則第二十六条の十第一項の規定による特例障害年金又は同条第五項に規定する特例遺族年金の施行日以後における取扱いに必要事項は、政令で定める。

（移行年金の支給開始年齢）
第三十一条 移行年金の支給開始年齢については、旧公企体共済法の規定の例による。

第三十二条 移行年金を受ける権利は、附則第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定により支給を受ける年金を除き、公共企業体の組合がその権利を有する者の請求を待たずに決定する。

（移行年金に対する改正後の法の適用関係等）
第三十三条 附則第十八条から前条までに定めるもののほか、移行退職年金、移行減額退職年金、移行通算退職年金、移行障害年金、移行遺族年金及び移行通算遺族年金は、それぞれ改正後の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金とみなす。

2 前項の規定により改正後の法の規定による年金とみなされた移行年金について、改正後の法第七十七条第一項（改正後の法第七十九条第三項及び第七十九条の二第六項において準用する

場合を含む。）又は第八十五条第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「再び組合員となつたとき」とあるのは、「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）の施行の日以後に組合員となつたとき」とする。

3 第一項の規定により改正後の法の規定による退職年金又は減額退職年金とみなされた移行退職年金又は移行減額退職年金については改正後の法第七十七条第四項から第六項までの規定（これらの規定を改正後の法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）又は改正後の施行法第十五条第二項及び第三項、第十七条の二若しくは第十八条の規定を適用する場合において、当該移行退職年金又は移行減額退職年金に係る旧公企体退職年金又は旧公企体減額退職年金の給付事由が昭和五十四年法律第七十六号の施行の日前に生じたものであり、かつ、これらの規定を適用して算定した移行退職年金又は移行減額退職年金の支給額が昭和五十七年五月三十一日においてその者が受けていた当該旧公企体退職年金又は旧公企体減額退職年金の支給額より少ないときは、当該支給額をもつて、その者に對する施行日の属する月分以後の支給額とする。

4 第一項の規定により改正後の法の規定による遺族年金とみなされる移行遺族年金に係る旧公企体遺族年金が施行日の前日において旧公企体共済法第六十一条第三項の規定により支給されていたものであるときは、当該移行遺族年金の支給については、なお従前の例による。

（施行日前に旧公企体共済法の退職をした者に係る一時金）
第三十四条 施行日前に旧公企体共済法に規定する退職をした者について、旧公企体共済法の規定を適用するとしたならばその者に一時金である長期給付を支給すべきこととなるときは、当該一時金である長期給付については、なお従前

の例による。

(長期給付に係る経過措置に伴う費用の負担等)
第三十五条 附則第十八条から第二十九条まで及び前条の規定により支給する長期給付に要する費用のうち、旧公企体組合員期間以外の期間に係るものについては政令で定めるところにより公共企業体が負担し、旧公企体組合員期間に係るものについては次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める規定の例により負担するものとする。

一 昭和五十九年度 改正後の法第九十九条第二項第二号及び第四項、第二百二十三條、第二百二十五條並びに附則第二十条の二の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第九十九条第二項第二号、第三項及び第五項、第二百二十三條、第二百二十五條並びに附則第二十条の二の規定

2 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第九十九条第三項及び附則第二十条の二の規定は、昭和六十年以後における国又は公共企業体に係る長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において国又は公共企業体が負担した長期給付に要する費用に係る負担金の額と、同年度以後においてこれらの規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国又は公共企業体が負担すべき当該費用に係る負担金の額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第三十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧公企体共済法の効力)
第三十七条 旧公企体共済法附則第三十六条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

(政令への委任)
第三十八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、旧公企体共済法の規定による年金を

第一類第五号 大蔵委員會議録第一号 昭和五十八年九月二十七日

受ける権利を有していた者に対する経過措置その他附則第二条各号に掲げる法律の廃止に伴う経過措置に關し必要な事項並びに改正後の法(第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法を含む。)、改正後の施行法及びこの法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三十九条 第四条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)
第四十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項第三号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第四十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同号を次のように改める。

ツ 削除
(一般職の職員の給与に關する法律の一部改正)
第四十二条 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第四十三条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二十二條第一項及び第二十九條(見出しを含む。)中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正)
第四十四条 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号及び第二号中「新法第五條の二に規定する職員については、同条及び次項を含む。」を削る。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)
第四十五条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第四十六条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五條の二」を「第五條」に改める。

附則第六項中「第五條の二並びに」を削る。

附則第七項中「新法第五條から第六條まで及び」を「新法第五條及び第六條並びに」に改める。

(国際科学技術博覽会の準備及び運営のために必要な特別措置に關する法律の一部改正)
第四十七条 國際科学技術博覽会の準備及び運営のために必要な特別措置に關する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「地方公務員等共済組合法」を「又は地方公務員等共済組合法」に改め、「又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第八十二條の二第一項に規定する公団等若しくは公団等職員」及び「又は公共企業体職員等共済組合法第八十二條の二」を削る。

(自衛隊法の一部を改正する法律の一部改正)
第四十八條 自衛隊法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七條(見出しを含む。)中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律の一部改正)
第四十九條 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律」を「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に關する法律」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

二九

等共済組合法に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条第三項中「国家公務員共済組合法第二百二十四条の第二項」を「国家公務員等共済組合法第二百二十四条の第二項」に、「国家公務員共済組合法附則第二十條の二」を「国家公務員等共済組合法附則第二十條の二」に改め、「公社又は」を削り、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条第四項中「公社又は」を削り、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

第五十条 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第五十一条 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律第四條第三項又は第五條第五項の規定により公共企業体が国家公務員等共済組合又は地方公務員共済組合に払い込んだ金額とこれらの規定の適用がないとしたならばこれらの組合に払い込むべきであった金額との差額に相当する金額については、国又は地方公共団体が同法第四條第二項又は第五條第四項に規定する差額に相当する金額についてこれらの規定による措置を講ずる場合には、公共企業体は、これと同様の措置を講ずるものとする。

(総理府設置法の一部改正)
第五十一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第七條第六号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。
(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十二条 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十七号)の一部を次の

ように改正する。

附則第二條第一項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)
第五十三条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)
第五十四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第五十五条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第一條の二中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七條第一項第十号中「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に改める。
(資金運用部資金法の一部改正)
第五十六条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第一百号)の一部を次のように改正する。
第十二條第二項中「国家公務員共済組合法(昭和

和三十三年法律第二百八十八号)第十九條第二項」を「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)第三十五條の二第二項」に改める。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
第五十七条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第十六條(組合の給付)、附則第十九條第二項(長期給付に関する規定の適用に関する特例)、第二十一条第二項(役員に関する特例)及び第二十二條(未帰還更新組員に関する特例)」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)
第五十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)及び「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

第二十九條の四第一項中「イからリまで」を「イからチまで」に改める。

(国税徴収法の一部改正)
第五十九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

(所得税法の一部改正)
第六十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同号中トを削り、チをトとし、リをチとする。

第七十四條第二項第十号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一第一号中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、国鉄共済組合の項、専売共済組合の項及び日本電信電話公社共済組合の項を削る。

(法人税法の一部改正)
第六十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四條第二項第一号ロ及び第二号ロ中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

別表第二第一号中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、国鉄共済組合の項、専売共済組合の項及び日本電信電話公社共済組合の項を削る。

(印紙税法の一部改正)
第六十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第六十三條第二号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書の項を削り、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め

る。

(登録免許税法の一部改正)

第六十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の七の項中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「(事業の範囲)」を「(福祉事業)」に改め、同表中八の項を削り、七の二の項を八の項とする。

(昭和四十二年度以降における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第六十四条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

第一条 第一項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第四条 第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「改正前の新法又は施行法」を「改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第五条 第一項中「改正前の新法又は施行法」を「改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第六条の二 第二項中「第三条の規定による改正前の新法又は施行法」を「第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に、「昭和四十八年改正前の新法又は施行法」を「昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法」に改め

る。

第六条の三 第一項、第六条の四 第一項、第六条の五 第一項、第七條第一項、第七條の二 第一項、第七條の三 第一項及び第七條の四 第一項中「昭和四十八年改正前の新法又は施行法」を「昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法」に改める。

第十一条 第二項第二号中「第二条の規定による改正前の新法」を「第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に改める。

第十二条 第二号第二号及び第十一條の三 第二項第二号中「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に、「第二条の規定による改正前の新法」を「第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第十五条の二 第二項、第十五条の三 第二項、第十五条の四 第二項及び第十五条の五 第二項第二号中「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に、「第二条の規定による改正前の新法」を「第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第十七条 第二号中「及び第四項」を、「第三項及び第五項」に改める。

(昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十五条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「国家公務員共済組合法又は施行法」を「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第六十六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第六項及び第七條第十六号中「及び専

売共済組合」を削る。

第八條中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会を監督すること。

第十七條第一項の表中「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第六十七條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の見出し中「国家公務員共済組合法等」を「国家公務員等共済組合法等」に改め、同條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「第五号及び第六号」を「及び第五号から第七号まで」に、「規定中」を「規定第四十一條第一項及び第五十五條第一項第一号を除く。中」に改め、「職務」との下に「連合会」とあるのは組合とを加え、同項の表第四十一條第一項の項中「長期給付で連合会加入組合に係るものを長期給付」に、「以下この条、第四十七條」を「次項、第四十七條第一項に改め、第七十五條、第七十九條の二 第五項、第八十條第四項、第八十一條第三項、第九十二條の二 第二項」を削り、同表第五十五條第一項第一号の項中「連合会加入組合にあつては、連合会を含む。」を「又は連合会」に改め、同表第八十一條第三項の項中「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に改め、同表第二百二十六條の五 第二項の項中「国」を「又は公共企業体」に改め、同條第二項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第二十五條の二 中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第三十八條の見出し中「国家公務員共済組合

法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同條中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国」を「又は公共企業体」に改める。

第四十六條 第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第四十八條の二の見出し中「国家公務員共済組合法等」を「国家公務員等共済組合法等」に改め、同條中「国家公務員共済組合法又は」を「国家公務員等共済組合法又は」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

附則第二十一項及び第二十六項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十八條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第十四項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

附則第十六項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第十七項(見出しを含む)中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第六十九條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「國家公務員共済組合法による」を「國家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による」に改める。

第六條第三項中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改める。

（國立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第七十條 國立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、同條第八号中「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十一條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に、「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改める。

附則第十五項（見出しを含む）中「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第七十二條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三條ノ四第二項中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）」を削る。

（船員保険法の一部改正）

第七十三條 船員保険法の一部を次のように改正

する。

第十五條第一項中「國家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改める。

（医療法の一部改正）

第七十四條 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項第二号中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「前五号」を「第二号から前号まで」に改め、同項を同項第六号とし、同項第八号から同項第十号までを一号ずつ繰り上げる。

（精神衛生法の一部改正）

第七十五條 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二條の四第一項中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）」を削る。

（結核予防法の一部改正）

第七十六條 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）」を削る。

（未婚遺者留守家族等援護法の一部改正）

第七十七條 未婚遺者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」を「若しくは地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「若しくは公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）」を削る。

第十四号（附則第二十二條）を削る。

附則第四十八項中「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十九條、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」を「國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第四十九條又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「又は公共企業体職員等共済組合法附則第二十二條」を削る。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第七十八條 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）」を削り、同條第二項から第四項までの規定中「國家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第七十九條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）」を削る。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正）

第八十條 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條の二第二項中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）」を削る。

（国民健康保険法の一部改正）

第八十一條 国民健康保険法（昭和三十三年法律

第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）」を削り、同條第四号中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

第五十六條第一項中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

（國民年金法の一部改正）

第八十二條 國民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、同項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同條第二項第一号中「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同項第四号中「國家公務員共済組合法連合会」を「國家公務員等共済組合法連合会」に改める。

第八八條中「國家公務員共済組合法連合会」を「國家公務員等共済組合法連合会」に改める。

（通算年金通則法の一部改正）

第八十三條 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、同條中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四條第一項各号列記以外の部分中「第八号」を「第七号」に改め、同項第四号中「國家公務員共済組合法」を「國家公務員等共済組合法」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同條第二項第二号イ中「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同項中「國家公務員共済組合法連合会」を「國家公務員等共済組合法連合会」に改める。

附則に次の一条を加える。

(旧公共企業体職員等共済組合の組合員に関する経過措置)

第十五条 昭和三十一年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第百三十四号)の適用を受けた者については、同法及び同法に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正)

第八十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同項第十二号とし、同項第十四号から同項第十七号の二までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八十五条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同条

第六号中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第三条第二項第四号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八十六条 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第六号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により設けられた組合で日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第七号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により設けられた組合で日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八十九条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第二十条 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第二条第一項第六号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第二条第一項第六号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第七号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により設けられた組合で日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

(児童手当法の一部改正)

第九十一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第六号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第九十二条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項第四号中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第九十三条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国家公務員共済組合、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第九十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号中「及び国鉄共済組合」を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

第九十五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「国家公務員共済組合、

百二十八号)第三条第一項の規定により設けられた組合で日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合を「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第四十二条第二号の二中「日本電信電話公社共済組合並びに」を削る。

第九十条第十号中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合を」を「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第十号の二第四号中「日本電信電話公社共済組合並びに」を削る。

(労働金庫法の一部改正)
第九十六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「国家公務員共済組合を」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)
第九十七条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合若しくは」を「国家公務員等共済組合若しくは」に、「国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法」に改め、「又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第三号に規定する共済組合」を削り、同条第四項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「公共企業体職員等共済組合法第十三号に規定する役員員以

外の公共企業体を使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものを」を「公共企業体に常時勤務する者であつて期間を定めて雇用される者のうち政令で定めるものを」に改める。

(土地収用法の一部改正)
第九十八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(建設省設置法の一部改正)
第九十九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(地方税法の一部改正)
第一百条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号及び第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第七十二条の十四第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)」を削り、「公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第七十三条の四第一項第八号中「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を削り、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

務員等共済組合法」に改める。
第二百六十二条第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とする。

第二百九十六条第一項第二号並びに第三百四十八条第二項第十一号の四及び第四項中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第一百条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「公社等」を「公庫等」に改め、同条第一項中「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第二号第一項に規定する公共企業体(以下「公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という。)となるため、又は」を削り、「若しくは地方公共団体」を「又は地方公共団体」に、「若しくは事業を」を「又は事業」に改め、「公社職員又は及び」を削り、同条第二項第二号及び第三項中「公社職員又は」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項を」を「前三項に改め、同項を同条第四項とする。

第二百四十三条の見出しを「(国家公務員等共済組合法との関係)」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「組合員のうち」を「組合員(同法第六十六条第五項に規定する公共企業体の組合(第四項において「公共企業体の組合」という。)の組合員については、政令で定める者を除く。次項及び第三項並びに次条第一項において「国の組合の組合員」という。)のうち」に改め、同条第三項中「当該国の組合(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会を組織する国の組合にあつては、当該国家公務員共済組合連合会)を」を「国家公務員等共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員等共済組合連合会(当該国家公務員等共済組合連合会を組織する国の組合以外の国の組合にあつては、当該国の組合)」に改め、同条第四項中「前三項を」を「前各項に」に改め、同条第四項の規定により第四十条の規定を準用する場合における必要な技術的調整を他の組合員又はに改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第四十条の規定は、組合員(国の組合の組合員であつた者にあつては、公共企業体の組合の組合員であつた者で政令で定める者に限る。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公共企業体の職員(国家公務員等共済組合法第二十一条第一項第一号に掲げる者をいう。次項において同じ。)となるため退職した場合について準用する。

5 前項において準用する第四十条の規定により同条第二項に規定する継続長期組合員となつた者は、公共企業体の職員であり、かつ、継続長期組合員である間、国家公務員等共済組合法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

第二百四十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第二項中「国の組合」を「国の組合の組合員であつた組合員が国の組合の組合員で前条第一項に規定する政令で定める者であつた間にこの法律の規定による長期給付の支給を受けた場合におけるその者に支給する長期給付の額の調整その他国の組合」に改める。

第二百四十四条の八第一項中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

組合法第二条第一項第一号を「国家公務員等共済組合法第二条第一項第一号」に改める。

附則第二十七条中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第三十三条の二第二項第四号中「公社又は」を削る。

附則第四十条の二第二項中「ものとし、国家公務員共済組合法附則第十四条の三（第一項第四号を除く。）の規定は、適用しない」を削る。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二条 附則第七条の規定は、旧公企体長期組合員であつた者（改正後の法第二百二十六条の二第一項に規定する政令で定める者を除く。）が施行日以後において前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となり、かつ、その者の施行日以後における同法に規定する組合員期間が十二月に満たない場合においてその者につき同法第四十四条第二項の規定を適用する場合について準用する。

2 施行日の前日において公社職員である継続長期組合員（前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十条第二項に規定する継続長期組合員のうち同条第一項に規定する公社職員である者をいう。）であつた者に対する改正後の法又は前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、その者は、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。ただし、その者が改正後の法第二百二十六条の二第二項に規定する政令で定める者に該当するときは、その者は、当該継続長期組合員となつた日から引き続き前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第四十条第二項において準用する同法第四十条第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

る施行法の一部改正）

第三百三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十一条・第三百三十二条」を「第三百三十一条・第三百三十二条」に改める。

第二条第一項第五十号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年）」を「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年）」に改め、同項第五十三号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第五十七条第八項中「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）」を「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法（昭和三十三年）」に改め、同項第五十三号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第五十七号第八項中「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）」を「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法（昭和三十三年）」に改め、同項第五十三号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五十九条第四項中「公共企業体職員等共済組合法」を「旧公企体更新組合員であつた者で政令で定めるものに係る旧公企体共済法」に、「同法」を「旧公企体共済法」に改める。

第五十九条第四項中「公共企業体職員等共済組合法」を「旧公企体更新組合員であつた者で政令で定めるものに係る旧公企体共済法」に、「同法」を「旧公企体共済法」に改める。

第三百三十一条第二項第四号中（公共企業体職員等共済組合法附則第十二条第二項に規定する地方鉄道会社をいう。）を「政令で定めるもの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（旧公企体長期組合員であつた組合員の取扱

い）

第三百三十一条の二 旧公企体長期組合員（国の

施行法第五十一条の十一第二号に規定する旧公企体長期組合員をいい、政令で定める者を除く。）であつた組合員は、当該旧公企体長期組合員であつた間、国の長期組合員である国

の職員等であつたものと、旧公企体更新組合員であつた間、国の更新組合員であつたものとみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、旧公企体共済法の規定による年金の支給を受けていた者その他旧公企体長期組合員であつた者に係る年金の支給停止の特例及びその年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、国の施行法第九章の四の規定の例に準じ、政令で定める。

（地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律の一部改正）

第二百二条 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

（地方公務員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第二百五条 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

附則第九条第一項中「国家公務員共済組合法の規定」を「国家公務員等共済組合法の規定」に改める。

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第六百六条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条中「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」

を「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

理由

臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答申」の趣旨にのっとり、公的年金制度の再編・統合の一環として、国家公務員の共済組合制度と公共企業体職員の共済組合制度とを統合し、公共企業体職員に係る長期給付の給付要件等を国家公務員に係る長期給付の給付要件等に合わせ、国鉄共済組合に係る年金の円滑な支払を確保するための財政調整事業の実施、長期給付に要する費用に係る国又は公共企業体の負担の拠出時負担から給付時負担への変更等の措置を講ずるとともに、国家公務員等退職手当法について公共企業体職員の退職手当に関する規定の整備を行うほか、国家公務員に係る定年制度の実施に伴い定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年十月三日印刷

昭和五十八年十月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局